

べし。○櫻井、田部連と和名抄に河内、國河内、郡櫻井、郷あり、是なるべし。田部は屯家の御田を佃らむる料に定め置る、民の部なり、さて此氏は、國造本紀に、穴門、國造、總向日代、朝、御世、櫻井、田部、連、同祖、邇、伎、都、美、命、四世孫、速、都、鳥、命、定、賜、國、造、とあれは、此、邇、伎、都、美、命の末とは聞ゆれど、此名も未物に見當らず、天武天皇紀、十三年十二月、櫻井、田部、連、賜、姓、曰、宿、禰、と見ゆ ○島垂根の、島の地名か、垂根と云例の、伊邪河宮段より出、○系井比賣の、神名帳に、大和、國、城、下、郡、系井、神社あり、此地に因れるなるべし。○速、總、別、命の、隼に由縁ありなるべし、和名抄に鶺鴒、和名八夜布佐、隼訓同上とあり、○日向之、泉、長、比、賣は、和名抄に薩摩、國、出、水、郡ある是なるべし、長いかなる由にり詳ならず、○大、羽、江、王、小、羽、江、王は、御名、義、未、思、得、ず、



皇の御女にて御母ハ日向、髪長媛なるが御母の御名の似

○日之若郎女は、御名、義、未、思、得、ず、地名にや此女王は、仁德天皇の御女にて御母ハ日向、髪長媛なるが御母の御名の似より、紛れたる物と見ゆ、書紀に、此處には此女王 ○迦具比賣と、倭建命の御曾孫にて、日代宮段に出たり、景行天皇の、此比賣を娶たりとあるは、紛れなること、彼處よ云るか如し、如此て茲に、此比賣を此天皇の娶りとあるも、また紛れたる傳にて、實は若沼毛二俣王の御妃とあるを聞ゆれ、其故ハ此段末より、若沼野二俣王、弟日賣真若比賣、命、生子云云とある中に、此に迦具漏比賣の生る御子と、同名彼此あり、彼弟日賣も同く倭建命の御王を、書紀には仲彦とあるに、此迦具漏比賣の父の名、大中日子と、同し、されは此、迦具漏比賣と云ハ、彼弟日賣と一あるべし、書紀には、此迦具漏比賣の事も五柱の御子の事も見えざるが正しかるべき、此五柱は御子も、皆 ○川原田郎女二俣王の御子なるが、紛れつるなるべし、

そ、地名に由れる御名なるべし。○忍坂大中比賣の、此段未、
若沼毛二俣王の御子の處ふ云べし。○登富志郎女も、二俣
王の御女、琴節郎女の處に云べし。○迦多遲王も、地名あや
りらむ。○葛城之野伊呂賣の例多き名にて並上に。出。○伊
奢能麻和迦王の、高木之入比賣命の御子等の中、既に
出たれば、一柱を衍りて、二柱と爲たるにて、何れか一柱の誤
りなり。御母の御名の、入比賣と伊呂賣と似たるより、彼に
も紛れて入たるり、また御母の一人なるを、衍りて
二人と爲たるり。

於是天皇問大山守命與大雀命詔汝等者孰愛兄子與弟子。
天皇所以發是問者、宇遲能、和爾、爾大山守命、白愛兄子、次大雀
紀郎子、有下命治天下之心也。爾大山守命、白愛兄子、次大雀
命知天皇所問賜之大御情而白、兄子者既成人、是無憾、弟子
者未成人、是愛爾天皇詔。佐邪岐阿藝之言。自佐至藝。如
五字以音。

我所思即詔別者。大山守命爲山海之政。大雀命執食國之政。
以白賜。宇遲能和紀郎子所知。天津日繼也。故大雀命者、勿違
天皇之命也。

問大山守命與大雀命詔とは、此天皇御子等數多坐ます中
に、此二柱の御子にも、如此間賜ふゆゑは、此二柱と和紀
郎子と三柱の、本より日嗣の御子に坐るが故なり、上代よ
は一柱は局らさりしものと、○兄子の、阿爾那琉古弟子の、
日代宮、段々委く云るが如し、○兄子の、阿爾那琉古弟子の、
意登那琉古と訓べし。○愛の、波斯伎と訓べし。○成人の、比
登々、那理都禮婆と訓べし。万葉五に、何時可毛比等々、奈理
伊豆天、云云などあり。○無憾は、伊夫世伎許登那伎袁と訓
べし。万葉八に、隱耳居者、鬱悒、また九に、悒悒時之、また十二
に、眉隱馬聲、蜂音石、花蜘蛛、荒鹿、また十八に、未呂宿乎須禮

波移夫勢美等などあり、また意富都加那伎許登那伎袁と
 も訓べし、万葉十ふ、今夜の於保束無荷、また夕月夜辭束無
 裳などあり、また師の伊布加志美那志と訓れたり、此もよ
 し、但しいかふ訓ども、無は 万葉四に、言借吾妹、また十に
 三妻戀爲良思などあり、大かたイフセシと、イフカシと、オ
 本一言と聞えて、意も同じ、故万葉も通はして、辭也、此、四は
 書紀にも、此の文無悞矣とありて、伊伎本理那志と訓り、
 其もよし、イキドホルとは後世よはた、怒をのみ云と、怒
 も不安也とも愛 〇未成人の伊麻陀和訶那禮婆と訓べし、
 和訶伎の即ち長とならざるにて、書紀などに稚と書き、ま
 た幼字をも訓り、〇佐邪岐阿藝の雀吾君にて、大雀命を指
 て詔ふなり、〇詔別の上卷御宇氣比段にも、大祓詞にも出

〇爲の麻袁志多麻閉と訓べし、字のま、に訓て、次は白賜
 とあると同意なればなり、さて此職の下文に此之御世、定
 賜海部山部山守部と見えて、大山守命には、此部々の民統
 領ることを任し賜ふなり、大山守と申す御名ハ、海人部、山
 部、山守部を領せる中の、一に就て負賜へるなり、大は御名
 に就たる稱言なり、〇食國の天皇の所知食天下を總言稱
 あり、〇執以白賜の、登理母知互麻袁志多麻閉と訓べし、執
 以と云例ハ、上卷に、次思金神者、取持前事爲政とある下に
 云り、白賜は、萬葉二に、吾大王之天下申賜者、此大王は、高市
 皇子を申せり、
 などありて、白は即ち政を執持て奉仕るを云なり、〇故大
 雀命者云云とハ、下にも故、天皇崩之後、大雀命者從天皇之
 命、以天下讓宇遲能、和紀郎子、於是大山守命者、違天皇之命、

猶欲獲天下云云とあり、

一時天皇越幸近淡海國之時御立宇遲野上望葛野歌曰知婆能加豆怒袁美禮婆毛毛知陀流夜邇波母美由久爾能富母美由故到坐木幡村之時麗美娘子遇其道衢爾天皇問其娘子曰汝者誰子答曰丸邇之比布禮能意富美之女名宮主矢河枝比賣天皇即詔其娘子吾明日還幸之時入坐汝家故矢河江比賣委曲語其父於是父答曰是者天皇坐祁理此二字恐之我子仕奉云而嚴飭其家候待者明日入坐故獻大御饗之時其女矢河枝比賣爾令取大御酒盞而獻於是天皇任令取其大御酒盞而御歌曰許能邇邇夜伊豆久能邇邇毛毛豆多布都奴賀能邇邇余許佐良布伊豆久邇伊多流伊知遲志麻美志麻邇斗岐美本杼理能邇豆伎伊岐豆岐志那陀由布佐佐那美遲袁須久

須久登和賀伊麻勢婆夜許波多能美知邇阿波志斯袁登賣宇斯呂傳波袁陀弓呂邇母波那美波志比陀斯那須伊知比韋能和邇佐能邇袁波都邇波波陀阿可良氣美志波邇波邇具漏岐由惠美都具理能會能那邇都邇袁加夫都久麻肥邇波阿豆受麻用賀岐許邇加岐多禮阿波志斯袁美那邇母賀登和賀美斯古良邇久母賀登阿賀美斯古邇宇多陀氣邇牟邇比袁流邇母伊蘇比袁流邇母如此御合生御子宇遲能和紀自字下五郎子也

近淡海の師のたゝ阿布美と訓れたるに従ふべし。○越幸とハ倭より淡海國へハ山を越て行處なる故に云り。○宇遲野上は宇遲の上に其邊の野なるべし上ハ宇閑と訓こと万葉廿に多可麻刀能努乃宇倍能美也波なと見ゆ。○

御立の美多々志豆と訓べし。○葛野の御歌に依て、加豆怒と訓べし。古は乙訓の邊をも葛野と云ふとあれは、なほ葛野乙訓紀伊三郡にわたりて、廣き名なるべし。されは宇遲より望給ふよと宜なり。○望の師の美佐氣坐豆と訓れたるに従ふべし。遠く見やるよとなり。○知婆能の千葉之なり。葛野の葉の繁き物なれば、其枕詞なり。○加豆怒袁美禮婆の葛野を見ればなり。契沖云、カツはカ。○毛々知陀流ハ毛々の諸の意なり。知陀流ハ上卷登陀流天之御巢の下に云るか如し。○今按ふ、此も言別ふ、百千足。○夜邇波母美由は家庭も見ゆにて、多くの民の家居の見ゆる由なり。○久爾能富母美由ハ久爾能富とハ山の周れる中にある平原ある地を云あり。○今按ふ、言別ふ國之秀も所見よて、國原の中よ、秀も顯れて宜き處の見ゆる由を

詔ふと云るかた。○木幡村ハ神名帳に山城國宇治郡許波よるしからむ。多神社とある地にて、倭より近江國へ往來ふ大道なり。○道衢ハ知麻多と訓べし。道の分る、處なり。○父答曰とは、答ハ女の語るに答へたるなり。されと答曰、二字を伊比呂良久と訓べきなり。○坐祁理ハ女の語るを聞て、凡人に非るよとを知て、此ハ天皇に坐々けるかと驚きたる辭なり。○嚴ハ伊加米志久と訓べし。書紀舒明天皇卷に、嚴矛此云、伊箇之保虛とあり。物語書にも、事の壯に大に麗よとを、伊加米志と云る是なり。○候待者ハ佐母良比麻豆婆と訓べし。○明日は、此ハ麻多能比と訓べし。上ある明日は、御言つるを、此ハ地詞、あれ。○任令取ハ登良志米那賀良と訓べし。然ハ訓べからず。○許能迦邇夜ハ此ハ、嬖子の棒持る隨にてなり。取とは、棒持を云り。○許能迦邇夜ハ、此

蟹乎あり、ガ如き辭あり和名抄に野王按蟹八足虫也、和名加仁とあり、○伊豆久能迦邇ハ、何處之蟹なり、何處は万葉とあり是をイヅコトさて如此蟹の事を賦一給へるハ、契云は稍後の言なり、
 沖も云る如く、此時御饗の御肴に、此物の有つるに寄てなるべし、さて此御歌初九句半は序よして上八句は蟹の上は問よて、次二句の問答のさまよ詠たまへり、先此二句句は此答なり、○毛々豆多布ハ、百傳にて、百と多くの處々を經傳行よりなりと冠辭考に見ゆ、○都奴賀能迦邇ハ、角鹿之蟹なり、古に此浦の蟹名産に予有けむ、蟹は越前の名物よて他國より勝て大なるガある由なり、○余許佐良布ハ、横去なり、去と契沖が云るは、信よ然りや、○余許佐良布ハ、横去なり、去は行と同一蟹の横さまふ行を詔ふなり、さて次句への言あるべきが如くなるを、つとあるは如く、の連きサラヒと此横去ふ者と云むが如き意はあり、○伊豆久能伊多流ハ、何處に到るなり、此二句また問にて、次二句は此答なり、○伊知遲志麻ハ、

地名なるべし、○美志麻邇斗岐ハ、美志麻も地名なるべし、此二の地何處ならむ、詳ならず、角鹿より木幡あ來つる、道の意を以て詔へるなれを、近江の湖ある嶋々にやあらむ斗岐は速來なり、さて此句より次の一句半を隔て、伊岐豆岐へ續けり、○美本杼理能ハ、鵬鷓之にて、上に邇本杼理能とあると同一、○迦豆岐伊岐豆岐ハ、潜息衝にて、上よりの續きは蟹の道を急ぎ來て、息衝と云序にして、さて此言より、やがて御自の御上を詔ひ移して、佐々那美路を息衝つ、幸すよ一なり、○志那陀由布ハ、志那ハ坂路のおとにて、即の冠辭考に山城の山階てふ處も、坂路に因て階といひ、越の國に科坂在てふ冠字のあるも、峻き爰發の坂なおぼしと云り、多由布ハ高く低く、上り下りつ、行坂路のさまなり、俗よムルムと云言も同じ、○佐々那美遲袁ハ、佐々那美ハ、近江國の地名にて、上に出づ、遅ハ道にて、佐

佐那美に往來ふ道なり、此ハ宇治より山科のあたり、小坂
 ども有て、實に志那陀由布道なり、○須久須久登ハ滯らす
 速に行貌なり、竹取物語に、かぐや姫此兒やいなふほとに、
 すくくくと、大きになりまざる、狹衣に、火の光見ゆる方へ、
 すくくくと、れはすれど、などあるに同じ、○和賀伊麻勢婆
 夜ハ、吾行坐者なり、夜ハ助辭にて、余と云むが如し、さて行
 坐とを、伊麻須と云るハ、たゞ坐を、伊麻須と云と、意ハ異
 なれども、言ハ一なり、其證ハ、古今集の詞書に、法皇西川に
 れは、いまたりける日、などある類、多は行坐ことを、れは
 一坐と云り、たゞ坐を、れと一坐と云と、同ト言なればなり、
 ○許波多能美知邇ハ、木幡之道ふなり、○阿波志斯袁登賈
 ハ、遇し、嬢子なり、遇ハ彼方より遇ナリ、天皇の嬢子に
遇賜ふ意に見るハ、雅文の格ハ非ズ、○

宇斯呂傳波ハ、後方者なり、傳ハ都閉の約りたるにて、都ハ
 之に通ふ辭なり、之方ナリ、○袁陀呂迦母と、小楯哉に
 て、呂と母とは助辭なり、此、嬢子の後容儀の楯を立たる如
 く、平かに直きを見送坐て、賞美賜へるなり、○波那美波志
 ハ、齒並喙なり、○比々斯那須ハ、菱如なり、比、字一ハ、若クハ
無シ、されど諸本共、比比と作レハ、延佳ハ、さくしらに削
りたるも知ガたシ、今云語をも、古ハフ、キと云し類に、菱
をも古、ヒヒシとも云しも知ガたシ、和名抄、さて此二句
歎冬トヤマフ、キとも、ヤマフ、キともあり、
 ハ、次の一句を隔て、和邇の序なり、其ハ丸邇てふ地名を、鰐
 魚ふ取て、此魚の齒の勝れて利き由なり、和名抄に、麻果切
 韻云、鰐似鱉、有四足、喙長三尺、甚利齒云々と見ゆ、○伊知比
 韋能ハ、櫟井之にて、地名なり、大和國添上郡なり、今も櫟本
村、櫟枝村
 ちと云ありて、共、○和邇佐能邇袁ハ、丸邇坂之土をなり、古
 と和爾と相近し、

丸瀬坂の邊に、櫛井と云地の内に在けむ、さて處へ多かるに、丸瀬坂と一もよみ賜へるは、當昔黛に好き土の殊に此地より出なるべし。○波都瀬波の初土者よて、掘初る上方にある土なり。○波陀阿可良氣美の膚赤らけみなり、上方の土の膚なり、赤らけみの美の風疾み、道遠々などの美ふて、次の土黒故とある故と同意なり、赤らけと云ひ。○志波瀬波の底なる土と云ことにて、志波とは物の終を云と聞にたり、年の終の月をシハスと云て極月へて、終土とせむ。○瀬具漏岐由惠の契沖土黒き故なりと云る、さもあるべし、又思ふに、瀬に鈍にてもあらむか、○今言別は丹黒き故あり、此また四句は、黛ふ宜しからざる故と云る、さもあるべし、か、此また四句は、黛ふ宜しからざる故に、取らざる由なり。○美都具理能の三栗之にて、中の枕詞

なり、○曾能那迦都瀬衰は、其中つ土をなり、此土を黛に色宜き故に取用るなり。○加夫都久の頭衝ありと契沖云り、熾照日に當れば、頭を衝り如くなるを詔ふなり、○今接又、照日よ向へは、目ばゆく、て頭の傾けらる、由の續けなり、と云へるも同し、意ならむ。○麻肥瀬波阿互受の契沖眞日に不當なり、万葉十四又眞日つよき日よあつれば、青き土の色變る故に、あてぬなりと云り、此二句は、和柔なる日影に當て、乾たる事を知らさむ料なり、○麻用賀岐許瀬加岐多禮は、眉畫濃に畫垂なり、字鏡に黛青色也、婦人飭眉黑色也、萬與加支と見え、和名抄に、説文云、黛、畫眉墨也、和名万由須美とあり、畫垂とは、眉の形に三日月などの如く、細く曲りて端の垂たる故に云、○阿波志斯、袁美那の遇、一女なり、昨日此、木幡の衢に遇りしを、見

給ひ一あを詔へり。○迦母賀登へ、迦は彼にて下に此とあるに相對ひたる言なり、母賀へ欲し願ふ辭なり。○和賀美斯古良は、吾見と兒等なり、見と昨日のおとなり。○迦久母賀登は、迦久へ上なる彼に對ひたる此にて、万葉二に彼依此依、また彼往此去などある、迦と迦久となり、此もいかで此、嬾子を得て、彼せまほし、此せまほしと、あらまとい所思欲し由なり。○阿賀美斯古迦は、吾が見と兒になり。○宇多氣氣迦へ、諸本多、字二重なりてあり、今は延佳本に依の疑もあれど、なほ多と作るは、一は衍なるべし、甚心得り、一字を誤りて、重ね書る例、これかれあるなり。○宇多陀氣迦なり、けむを、陀氣を、下上に誤れるものなるべし。○今按、又言別、宇多々氣陀迦として、宴酣たにの意あるべしと云り、此は穩に聞わたれと、酣のこと、今少し落付ぬやうなり、後人

なほよく考ふべきなり。○牟迦比袁流迦母へ、向居哉あり。○伊蘇比袁流迦母へ、伊は發語にて、副居哉ありと契冲云り。○如此御合云云也へ、加久豆美阿比坐豆、宇美坐流御子叙、宇遲能和紀郎子爾坐邪流と訓べし、さて自宇下云云の細注は、此御へさることあれ、此にあるはいか、此天皇聞看日向國諸縣君之女、名髮長比賣、其顔容麗美、將使而喚上之時、其太子大雀命、見其嬾子泊子難波津、而感其姿容之端正、即詔告建内宿禰大臣、是日向喚上之髮長比賣者、請白天皇之大御所而令賜於吾爾、建内宿禰大臣請大命者、天皇即以髮長比賣賜于其御子、所賜狀者、天皇聞看豐明之日、於髮長比賣、令握大御酒、柏賜其太子、爾御歌曰、伊邪古杼母、怒毘流都美迦、比流都美迦、和賀由久美、知能迦具波斯、波那多知婆那

波本都延波登理韋賀良斯志豆延波比登登理賀良斯美都具
 理能那迦都延能本都毛理阿迦良袁登賣袁伊邪佐佐婆余良
 斯那又御歌曰美豆多麻流余佐美能伊氣能韋具比宇知(比斯)
 賀(能)佐斯那流斯良邏奴那波久理波閑那久斯良邏和賀許
 許呂志(國)伊夜袁許邏斯豆伊麻叙久夜斯岐如此歌而賜也故
 被賜其娘子之後太子歌曰美知能斯理古波陀袁登賣袁迦微
 能基登岐許延斯迦杆母阿比麻久良麻久又歌曰美知能斯理
 古波陀袁登賣波阿良蘇波受泥斯久袁斯叙母宇流波斯美意
 母布

諸縣君は和名抄に日向國諸縣郡牟良加多とある是なり、
 姓ハ舊事紀に豐國別命日向諸縣君祖と云るより外物に
 見えす、豐國別王は景行天皇の御子にて此記には日向國
 造祖とあり若諸縣君も此王の後裔と云、此豐長比

賣の父は此王の御子、高津宮段にハ上云日向之諸縣君牛
 もしは御孫なるべし、諸之女髮長比賣とあり、○髮長比賣の名義ハ字の如くな
 るべし、○將使而は都加比賜波牟登斯豆と訓べし、○泊は
 船の到着を云、西の國々より上る船ハ皆難波津に泊る云
 と今も古も同じ、さて此太子ハ難波に坐ける故に、其處に
 泊たる時に見賜へるなり、○令賜は賜は天皇に係り、令は
 大臣に係れる言にて、天皇の吾に賜ふべくせよと云意な
 り、○請大命といハ太子の詔給へる狀を申して、其を許諾賜
 ふ詔命を請願ぐと云、○豐明ハ登余能阿迦理とよむ、此記
 にまた豐樂とも書、また万葉十九には豐宴とも書り、明は
 ま、に書るにて、字の意に拘らず、樂、豐ハ例の稱辭にて、明
 また宴あどは義と以て書る字あり、大御酒を食て、大御顔色の赤らみ坐を申せる言なり、大

嘗、祝詞に、皇御孫命乃、大嘗間食牟爲故爾云云、千秋五百秋
 爾、平久安久間食豆、豐明爾明坐牟、皇御孫命能云云、また中
 臣、壽詞に、合記の大嘗會、悠紀主基乃、黒木白木乃、大御酒遠
 大倭根子、天皇我、天都御膳乃、長御膳乃、遠御膳止、汁仁毛、實
 仁毛、赤丹乃、穗仁所聞食豆、豐明仁明御坐豆云云などある
 是あり、御酒を食て、御顔の赤るを申せること、は續紀廿六
 あるを、以、黒紀白紀能御酒乎、赤丹乃保仁多未倍惠良伎と
 て知べし、されは豐明と云へ、もと豐明爾明坐と云て、か
 神集爾集伊都乃千別爾千別豆など云格の語なるが、即ち
 其、宴の名とはなれるなり、さて此ハ大嘗新嘗には限らず
 何時にても云名にて、此處あるも然り、類聚國史に、天長四
 年正月踏歌、宴をも、詔に今日乃豐樂理とあり、空穗物語藤
 原君、卷に、七日七夜とよのあかりとて、打上げうらあげあ

そふ、なご云り、然るを後世には、新嘗の節會に限れ、○大御
 酒、柏ハ酒を受て飲葉あり、貞觀儀式大嘗會儀、中に、次、神服
 男七十二人、着青摺布、衫並日蔭綬、各執酒、柏所謂酒、柏者、以
 弓弦葉、挾白木四重、別四枚在、左右、また午、日儀に、次、神祇官
 中臣忌部、及小齋侍、從以下、番上以上、左右分入、造酒司人、別
 賜、柏、即受酒而飲訖、以、柏爲綬而和舞、と見ゆ、太嘗祭式も
 見ゆ、此、柏の事、なほ委く高津宮、段に云むを考、合すべし、抑
 酒を柏に受て飲事ハ、いとく上代のわさなり、か、定め
 る禮となりて、豐明、なごには必ず其事あり、一なり、さて加
 志波と云へ、もと一樹の名にハ非ず、何樹にまれ、飲食に用
 る葉を云り、古書にも、柏、字を用ひたるは、いふなる故に
 とあり、此ハ何の木を云る、凡て上代には、飲食の具に多く
 にか、あらしむ、おほつがなし

葉を用ひしことにて、飯を炊くにも、飯に葉を敷も、覆ひ
もして炊き、比羅傳と云器も葉以て造れる物なり、また膳
夫と云も、飯食の葉を執扱ふかられ名なり、今世にも食物の葉を敷きも覆ひもする事あり ○賜、其太子は、髮長比賣を賜ふなり、○御
歌、天皇なり、○伊邪古杼母、率子等なり、書紀に、伊邪
阿藝とあり、古杼母とは、己に屬たる子弟、或ハ僕從などを
云り、○怒毘流都美邇、野蒜摘になり、蒜は上に、出、此は野
に自から生たる蒜なり、○比流都美邇、蒜摘になり、私記云、師
説、先、稱、臭、氣、物、者、欲、ス、稱、芬、芳、物、之、發、語、也、 ○和賀由久美知能は、吾行道之なり、書
紀に、尤能を珥とあり、能、あ、れ、を、花、橘、へ、係、り、珥、あ、橘、に、道、ハ、
万葉二に、橘之蔭履路乃八衢爾、また六に、橘本爾道履なと
あり、此御歌、初より、ハ、ツ、モ、リ、ま、で、は、序、あ、る、 ○迦具波斯ハ、
ラ、チ、に、此、句、ま、で、は、ま、た、橘、の、序、あ、り、

香細なり、久波志は、師の字、流波志を、字、良久波志の約りた
るなり、と云れたる如く、よて、字、流波志と同意なり、故、古言
よハ麗と云べきを、久波志を云る多と、此ハ名細花細なと
の類よて、香の美きを云、後、に、カ、ム、ハ、シ、と、も、が、ラ、ハ、シ、と、も、云、は、此、カ、グ、ハ、シ、の、音、便、に、類、た、る
なり、○波那多知婆那波は、花橘者なり、○本都延波ハ、上枝者
なり、本ハ秀の意なり、万葉に、最末枝、また、未枝、な、と、作、け、り、 ○登理草賀良斯
ハ、鳥居枯なり、と延佳云り、万葉九霍公鳥歌、橘之花乎居
令散、こもあり、さて、此、枯ハ、鳥の常に集る木の枝ハ、よく枯
花實を散、無したるを詔ふなり、次の人取枯ハ、同じ、枯
なと云も、 ○志豆延波ハ、下枝者なり、○比登登理賀良斯ハ、
是あり、 ○美都具理能ハ、三粟之なり、中、の、枕、詞、な、る ○
人取枯あり、 ○那迦都延能ハ、中枝之なり、○本都毛理ハ、書紀には、府保語

茂理とあり、思ふなり、合思ふなり、此ハ布本美都煩麻理の意、
 て、本都毛理とは約れるなるべし、己さきよは、書紀よ依、
 字ハ許の誤、此も布本許毛理、本の上よ布、字を脱し、都
 の假字ハ、許母理とのみ書て、毛、字を書る例もなく、また隠
 ならば、書記の如く許ハ濁るべし、例なるハ、清音の許、字を
 書べきよ非れを、此考も非ず、○今按、本文のフホミッボ
 ヲリよりハ、此考の如く却て穩かならむか、記中假字の例
 ヲ違へる、また清濁の違へるなど、一ツハ、記中假字の例
 言別の説も、此考、さて此ハ、少、成初たる、橘、實の状を賦給
 へるなり、○今按、言別ハ花、中よ含み、初より是までハ、次
 句の阿迦良の序なり、○阿迦良袁登寶袁ハ、赤嬢子をなり、
 万葉十ふ、朱羅引色妙子、また左丹頼經妹、また十六ハ、赤根
 佐須君など云る皆同意にて、師説ハ、艶やかハ色つける顔
 を云て、他國よも紅顔と云か如クとあり、○伊邪佐佐婆
 ハ、人を誘ひ起るを伊顔佐須と云、中昔ハ人を誘ひたつる

言、伊邪佐世賜閉と云ると同ト、されハ此も誘ハ、と云
 意、大雀命の此嬢子をいさく、と誘ひ聘ひ給は、と
 詔ふなり、○余良斯那ハ、好かるべきさま思は、と云
 むか如ク、良斯ハ、時雨降らハ、なを常ふ云良斯ふて、俗言ハ
 某らハ、きと云言と全同、されハヨラシハ、俗言に麻ハ附
 て云辭にて、長息の意あり、○又御歌曰ハ、た、麻多と訓べ
 小、此も天皇の大御歌なり、○美豆多麻流ハ、水淳るふて、池
 の枕詞なり、万葉十六ハ、水淳池田乃阿曾我云云とよめり、
 ○余佐美能伊氣能ハ、依網池之なり、○草具比字知ハ、堰杣
 打あり、書紀には字知を菟區とありて、次ハ、伽破摩多曳能
 と云一句あり、彼ハ此記と意異にして、此句ハ川俣の枕詞
 やらあり、なり、○今按、此句をくは、まらべ調ハ、ぬ
 字鏡ハ、堰井世久とあり、凡て草とは物ふ用る水
 いか、

の在處を云て、田に水を引溝をも云、井も是なり、されを古にも、井と云るふとあるなり、さて其、草の岸を崩れざらゝめ水を汲取る處を云るなり、むため、或、其水を漑へむためなどに、竹柴などをからみて堅むるを、草世伎と云、其を支持しむる料に打並たるを、草具比とは云なり、○比斯賀良能、菱殼之なり、此句諸本並に賀、一字のみありて、四字皆脱たるを、今、書紀に依て、其を補へて一句とす、○佐斯禰流斯良邁、刺ける不知なり、書紀に、流、堰、杖を打とて、水中に降立は、菱殼の刺衝を、然る事をも知らず、降立つる由なり、壁の意、大雀、命の既賜へる事を所知、○奴那波久理、尊を云、和名抄に野王按、看さりし由なり、尊水菜也云云、和名沼奈波とあり、俗に、契冲云、名、沼に在て、繩の如く長き物なれば、沼繩の意なりと云り、○今按

に、滑葉の義と云れど、余、滑之、久理とは添て云名にて、三稜草などの久理と同一、操、依せて採物なる故の名なるべし、○今按、此も少し心すみのせざるやうなれば、言別の説をも試に掲おくべし、彼説に、久理、疑にて、其、根を云あるべし、此句は上の菱殼に對ひたれば、久理と云物なく、て、いかなひかたし、故、右の殺と合せて、久理、根の事を云、古言ならむかと思ふ由り、江戸の俚言に、木、根を、チ、コと云、めるを、山里人の子、コと云り、根、疑の義なるべし、殊に、此に、次のハ、ヘ、ケ、の序なれば、尊、疑の義なるべし、其、根に、用のあるを、池の物以て、尊、疑の義なるべし、其、根を、○波、禰、久、斯、良、邁、の、延、け、く、不、知、な、り、此、も、か、の、堰、杖、を、打、者、の、水、中、に、葦、の、延、た、る、を、知、ず、て、降、立、て、足、に、纏、ふ、由、な、り、壁、の、意、ハ、書、紀、に、は、此、二、句、依、網、池、に、の、次、に、在、て、此、記、と、異、上、に、同、ト、書、紀、に、は、此、二、句、依、網、池、に、の、次、に、在、て、此、記、と、異、なり、○和、賀、許、々、呂、志、國、ハ、吾、心、に、て、志、ハ、助、辭、な、り、叙、ハ、契、冲、も、衍、文、か、と、云、り、信、に、然、る、べ、し、下、に、今、一、叙、と、○伊、夜、袁、許、邁、斯、豆、ハ、伊、夜、ハ、最、な、り、彌、の、意、と、ハ、袁、許、ハ、中、昔、の、書、と、少、し、異、な、り、

もに袁許がまじとも、袁許の者とも云る是なり、云と同意
に、意、此の今世の俗言に、あほうらーと云意なり、○伊麻
叙久夜斯岐の、今予悔一きなり、此句おし ○被賜の多麻波
理互と訓べし、凡てマフの與ふる方に就て云言にて、マ
にの多く被、字添て書り、此の天皇の賜ふを、太子
の受賜へる方より云言なる故に、マハルなり、○歌曰の、
此の余美多麻閑流と訓べし、○美知能斯理の、道之後なり、
凡て道前道後の事、黒田宮段に云り、此の道後の日向國
を指て詔へるなり、其の京より下る道の次第に因て、筑紫
の國々の北なるを前と、南なるを後と、筑前、筑後、豊前、豊後、肥後、肥前
肥後、皆日向大隅、薩摩の筑紫の南極なるが故なり、○古波陀袁
登賣袁の初瀬嬢子など云る類にて、古波陀の日向國の地
名にやあらむ、○迦微能若登の、如神にて、神の雷なり、○岐

許延斯迦杼母の、雖所聞なり、如此詔へるの、日向國なれば
た、遙によそなる物に所聞看たる由なり、名高く所聞たる意にあら
す、○阿比麻久良麻久の、契冲云、相枕纏なりと云り、相の互
になり、○古波陀袁登賣波の、此御歌上なる御歌に盡さる
御情を、又今一首に賦賜へるなり、○阿良蘇波受の、不爭に
て、不聽み背かずして、諾ひ従ひ奉れるを詔ふなり、○泥斯
久袁斯叙母の、泥の寝なり、斯久の助辭なる内に一格に
て、万葉七また十四に、背向に宿く、又四に念有久四、ま
た七に玉拾之久などある皆同下、下の斯も助辭なり、○宇
流波志美意母布の、愛み思ふなり、
又吉野之國主等、贈大雀命之所佩御刀、歌曰、本牟多能比能美
古、意富佐邪岐、意富佐邪岐、波加勢流多知、母登都流藝須惠布

山由紀能須加良賀志多紀能佐夜佐夜

國主は白檮原宮段には國巢と書り、書紀に國巢と書き、後の書等に呼び、後國栖

り、此に主字を書るにめづらし、此の書等と呼び、後の音

けむを、ニスと又シと通ひて近く、○本牟多能の品陀天皇

之なり、○比能美古の御子なり、○意富佐邪岐は大雀

命なり、同言を重て云り、○波加勢流多知は所佩太刀なり

○母登都流藝は本劔なり、○今按に、劔の連截なること上

なるを云と、○須惡布由の末振なり、又思ふに、布由の次の

布由紀の頭を先言出て、言を疊みたるにもあらむか、○今

此言いまた落付す、されを試に言別の説をも擧置べし、彼に

説に、未氷齋にて、氷の如く見ゆるを云なるべし、露も粒齋

の義雪も齋清の義あれを、氷も恆に氷と、○布由紀能須は

冬木如あり、さて此句へた、枯と云言のうへにのみ係れ

る枕詞なり、カラガシマキと云句 ○加良賀志多紀能の枯

之下樹之なり、此枯は上なる御歌の枯と同意にて、葉の

落亡るを云、下へ出雲國造神賀詞に、天下所知食牟事志太

米下かたの見わたるなり、其とある志太と同くて、俗語に云

ハ葉の落下地と云ことなり、さて此二句の次の佐夜々々

を云む料の序にて、樹葉の落散むとするほど、俗に云、木枯

の風に動揺く音のさやくと鳴る意につまけたるなり、

○佐夜佐夜ハ清々なり、上句よりの續きは、木葉の騒く、御

大刀の身の勝れたるさまを稱美申せる言にて、後世の言

に、拔は玉ちる氷の刃なと云あ、ろはへなり、○今按に、玉

と賞美たるは、實に然ることあり、されをカラガシマキノ

サヤサヤの二句、木傳の解は氷の刃にはいかよも物遠き

心ちがする、されを止みかたくて、また言別の説を引なり、

彼説に、枯は用言なれば之と云べからず、此は幹之下樹之

泮々にて、幹とは草木の本立を云ふことにて、此の葉の落盡
てたゞ其幹ばかり立てあるを云ふ、其葉の落盡たる後、残る
楚の霜水に冴て、さらめく由に云るなり、木葉の騒々意は
かつてなしと云り、此説は上の末氷齋と云より終まで、凡
へ得たる説とこそ思はゆれ、

又於吉野之白檮上、作横白而於其横白、醸大御酒、獻其大御酒
之時、擊口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇、余久須袁都久理、余久須
邇、迦美斯意富美岐、宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知、此歌
者國主等獻大費之時、時恒至于今、詠之歌者也

又と云は、上の國主を承たるなり、○白檮上、上、字ハ歌に
依に、生を誤れるなるべし、加志布邇訓べし、○横白は歌に
は、余久須とあれども、なほ余許宇須と訓べし、今世に豎白
と云があるを以て思ふに、形の高さを豎白と云、低きを横
白と云なるべし、○醸大御酒ハ、酒ハ上代には、飯を水に漬

いたるを、白に入て春たゞらして醸一なり、万葉十六に味
飯乎水爾醸成とあり、大神宮儀式帳清酒作物忌職掌に、陶
内人、作進、懸三口仁、碓春白御酒、備儲供奉とあるにて、春と
あと知べし、○擊口鼓ハ、今世に舌鼓を打と云とわさか、然
る意は、酒を飲て其美
き貌をなすなるべし、○爲伎ハ、和邪袁那志互と訓べし、書
紀に打口以仰咲とある是なり、○加志能布邇ハ、白檮之生
になを、神名帳に大和國吉野郡川上鹿鹽神社ありて、
明神と云、今も檜尾村と云あり、國栖と相近し、此地なり、
名ハもと白檮樹の生た
りしより、負たりけむ、○余久須袁都久理ハ、横春を作り
なり、○余久須邇ハ、横白になり、○迦美斯意富美岐ハ、醸一
大御酒なり、書紀には、カ、○宇麻良爾ハ、美味くと云に同し、
○岐許志母知袁勢と、所聞以食かり、以は添たる言なり、

所聞看せと云ことなり、○麻呂賀知ハ麻呂は我已なと云が如と、知は人を尊みて云稱にて、此は吾君と云意にて、必しも父と云意に天皇を指て申せるなり、○獻大費之時、時恒云云とは、大費と朝廷に貢進る御饌物なり、國栖の貢進、しは書紀に見えたる如く、栗、菌、年魚などを有けむ時、時は時毎にと云意なり、○詠之歌者也、は、姓氏錄、大和國に國栖出自石穗押別、神也、神武天皇行幸吉野時云云、爾時詔賜國栖名、然後孝德天皇御世云云、允恭天皇御世乙未年中七節進御費、仕奉神熊至今不絶と見え、弘仁内裡式元正儀に、觴行一周吉野、國栖於儀鸞門外奏歌笛、獻御費、若、有、番、客、不、奏、他、皆、效、また七日、會式、十六日、踏歌式、十一月、新嘗會式などにも、此事見えたり、貞觀儀式大嘗祭儀に、宮内官人率吉野、國栖

十二人、並若、音、櫛、布、衫、入自朝堂院、南、左掖門、就位、奏

古風云云、また同辰日儀、新嘗會儀、元日儀、同七日儀、同また

大嘗祭式卯日儀に見えたるも、同、櫛、笛、とは、い、か、なる、笛、を、云、に、や、あ、ら、ひ、宮内省式に、凡諸節會、吉野、國栖、獻、御費、

奏歌笛、每節以十七人、國栖十二人、笛工五人、但、笛、工二人、在山城、國綴、喜郡、其十

一月新嘗會各給祿、有位、調布二端、無位、庸布二段、また民部省式に、凡吉野、

國栖、永勿課役、など見ゆ、さて右の書をも、奏歌笛とある

に、此記にも書紀にも、笛と吹たる事の見えざるハ、爲、伎、と、

云にこめたるなるべし、其、笛、は、櫛、笛、と、ある、に、北、山、抄、大、嘗、會、條、に、國、栖、奏、古、風、五、成、承、平、記、云、

其、笛、似、以、指、摩、孔、と、ある、ハ、た、々、其、音、の、然、る、さ、ま、に、聞、ゆ、た、

る、由、り、ま、た、實、に、然、る、に、か、此、笛、の、事、な、は、よ、く、考、ふ、べ、し、

小右記に、寛弘八年正月一日乙亥云云、無國栖、奏、依、不、參、上、也、近年如之、云云と見え、たれば、此ほどより國栖の參入、て

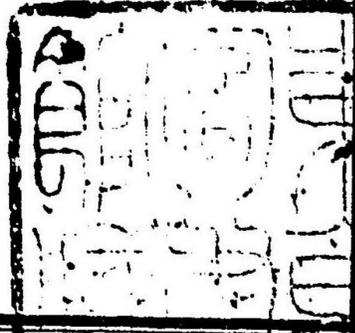
仕奉る事は絶たるなり、此後江次第其外の書せにも、節
したるは、其の國栖に非ず、た、其まねびのみなり、公事根
源、元日節會條に、今の國栖の奏とて、歌をうたひ、笛を吹な
らすは、吉野より年始に参りたると云こ、ろなり、近代年
中行事細記元日節會條云、次國栖奏云、私云謂國栖者、樂
人一人、候南階、砌下、奏歌、笛、義也、笛雙調、音取、また白馬、節會、
條云、次國栖奏音取平調、また階、節會、條云、國栖奏音取壹
越調とあり、樂人笛の音取を
吹て、其まねびをするなり、

此之御世、定奉海部、山部、山守部、伊勢部也、亦作劔池、亦新羅人
参渡來、是以建内宿禰命引率爲役之堤池者、作百濟池。

此之御世は、下の須々許理等、参渡來也と云、史でに、廣く係
れる語なり、○海部は、阿麻と訓べ、部、字を、別にべと、和名
抄に、尾張、紀伊、郡名の海部も、阿末とあり、此記書紀、万葉な
どに、海人とも書り、また万葉には、白水郎、泉郎、○山部の事、
次に云べ、○山守部は、山を守るを職とする、一種の部乃

民なり、後の山部、連と云姓も、書紀に、五年秋八月、令諸國定
海人及山守部とあり、思ふに山部と山守部と二のあらず、
同物と聞たり、書紀に山部は無き、正とかるべき、○伊
勢部は、何の故に定められしにか、知がたし、書紀には、此事
見えず、他書にも、伊勢部と云、物に見えたる事なし、三代
は三社の名、實錄十四に、大和國馬立、伊勢部、田中、神と云見也、此
なるべし、○劔池は上にしたり、然れば此の舊より有と
が頼はれたるを、修理ひ直されたるを、作と云、云ならむ、○
堤池と、堤と池となり、都々美と水を包て、外へ漏れ溢らさ
ぬ由の名なり、○爲役之と、延陀多世と訓べ、延陀知と
役立なり、工は役、字の音、非、本よりの古言なり、延と充の約りたる言か、詳
ならず、陀知は、民の其事に發趣くを云、此と建内、宿禰の、新
羅人の参來つるを引率て、處々の堤を築き、池を掘らせな

とせらる、なり。○百濟池ハクハ此の外ハクハ古書に見えず、百濟ハクハたゞ池の名か、また其地名か、百濟ハクてふ地ハ攝津國ハク河内國ハクの郷名、大和國ハク川ハクなどに見え、さハクり百濟川ハクハ大和國ハク十市郡ハクと廣瀨郡ハクとの堺なり、今も廣瀨郡ハクと百濟村ハクあり、此野ハクとよめるも同地あるべし、大和志ハク廣瀨郡ハクに百濟池ハクを舉ハクて、百濟村ハク西廣ハク四百畝ハクと記せり、此ハクに云るも此池ハクにや、あハクら、さて此事書紀ハクにも、七年秋九月、高麗人ハク百濟人ハク任那人ハク新羅人ハク並來朝時、命武内宿禰ハク領諸韓人等ハク作池ハク、因以名池ハク、號韓人池ハク、とあり、韓人を役て作れるに因て、本の名ハ韓人池ハクなや、何れハクにあれ池ハクハ一なるべし、又此記ハクと書紀ハクとは本より傳異ハクにして、池ハクも別なるか、大和志ハクに、韓人池ハクをハ城下郡唐古村ハクに在て、今は柳田池ハクと云ふし、記ハクしたれ、唐古ハクてふ村、名ハクよつきて、今ハ柳田池ハクと云ふ、非るか、例ハクのおぼつりなし、亦百濟國ハク主照古王ハク以牡馬壹疋ハク牝馬壹疋ハク付阿知吉師ハク以貢上ハク、此阿知吉師ハク者ハ阿直史等ハク之祖ハク、亦貢上ハク横刀ハク及大鏡ハク、又科賜百濟國ハク若有賢人者ハク、



貢上ハク故受命以貢上人ハク名和邇吉師ハク即論語十卷千字文一卷并十一卷ハク付是人即貢進ハク者ハク此文首等祖ハク又貢上手人韓銀名卓素亦吳服西素二人也ハク、

百濟國主ハ國主と許爾伎志ハクとも、許伎志ハクとも訓べき由、神功皇后段ハクに云るが如し、百濟國ハクも彼處ハクに出たり、續紀四十に、百濟、遠祖都慕王者、河伯之女、感日精而所生、また夫百濟太祖都慕王者、日神降靈、奄扶餘而開國、などあり、都慕王は姓氏錄ハクにも處々に見えたり、後漢書ハク、夫餘國ハク云云、初北夷身王ハク還欲殺之、侍兒曰、前見天上有氣、大如雞子、來降我、因以有身王ハク囚之、後遂生男、云云、名曰東明、東明長而善射、王忌其猛、復欲殺之、東明奔走云云、至夫餘而王之焉、と云り、北史百濟傳ハク、東明之後、有仇合、篤於仁信、始立國於帶方、故池、漢、遼、東、太守公孫度ハク之後、有女妻之、遂為東夷強國、初以百家濟、因號百濟、とあり、また後漢書ハクに、高句麗ハクを、夫餘、別種とありて、魏書ハク、高句麗者、出於夫餘、自言先祖朱蒙、朱蒙、母河伯女、為夫餘王、閉於室中、為日所照、云云、既而有孕、生一卵、云云、有一男、

破殺而出、及其長也、字之曰朱蒙、其俗言、朱蒙者善射也、云云、
夫餘之臣、又謀殺之、云云、夫餘東南走云云、遂至普述水云云、
云、至紇舛骨城、遂居焉、號曰高句麗、とあり、北史にも如此記
せり、此朱蒙が故事かの東明ウ故事に基よく似たり、實ハ
一、事と聞わたり、續紀に河伯女云云とあるも、朱蒙が事に
合へり、思ふに都幕と、東明と、朱蒙と、音近ければ、實ハ同人
なるべし、梁書よと、高句麗者其先出自東明とあり、さて朝
鮮の東國通鑑よは、百濟始祖高温王と云、其より世々を記
し、以扶餘爲氏と云、始祖元年を、漢成帝が鴻喜、かくて息長
三年に當れりとせり、垂仁天皇の十二年なり、
帶比賣大后の御時より皇朝に歸服て、世々殊に親く忠に
仕奉、來けるに、齊明天皇御世六年に、新羅と唐とに國を滅
されたり、義慈王と云が世なりけり、其時義慈王の子豐璋
と、神廣と、二人皇國に
參入居たりしを、豐璋をを國に還、されて云云せられ、神廣
ハ皇國よ留れるを、持統天皇の御世に、百濟王と云號を賜
ひてより、其子孫これを相繼て、姓尸とせり、百濟ハ
姓にて、王ハ尸なり、故これをコニキシと訓べし、
○照古
王ハ、書紀神功皇后卷四十六年に、百濟背古王と見え、四十
九年に、其王背古と見え、五十五年に百濟背古王薨と見え

たる、背、字ハな背を寫誤れるにて、此王なり、背古王ハ、東
國通鑑に依
れを、百濟第六世の王にして、其元年は、後漢、桓帝、永康元年
にして、成務天皇、三十七年に當り、神功皇后の新羅を征賜
ひし年の、此王の三、されは此王ハ、大后攝政の御世なれど
十四年に當れり、されは此王ハ、大后攝政の御世なれど
も、此記にてハ大后御世と云ほども、即ち此天皇の御世な
れハ違ふとどなし、されば馬と貢り、阿知吉師を貢りしな
どは、大后御世と云ほども、て、ウの五十
五年背古王薨とあるよ、然るを書紀にハ、此天皇の十五年
り前の事にありけむ、
に、百濟王遣阿直岐貢良馬二匹云云とあるハ、傳の異なる
なり、○牡馬云云ハ、御國に神代より馬ハある物なるを、今
彼より貢りしと、殊なる良馬にありけむ、○阿知吉師ハ、
此名書紀に阿直岐とあり、また子孫姓を阿直史と云など
に依、に、正しくハ、阿知伎吉師なるを、同音の重なる故に、一
省きて云ならへるなるべし、吉師ハ、伎志と訓べし、次の和
邇吉師

も同書紀に吉士某また某吉士某など云る名多し是なり、此のもも新羅國の官十七等の中の第十四を吉士と云由、漢籍史北に見えたり皇國にて後に此吉士と云者の事を記せるを考るに或は韓國に遣す使或は韓人の朝れるを接待ふ事など凡て藩國の事に仕奉れり是を以て思ふにもと韓國より歸化居る者と此品よなし賜ひて子孫も其も○阿直史の阿知伎能布美毘登と訓べし職を繼りて見ゆ○阿直史の阿知伎能布美毘登と訓べし史はまたたつヒ阿直の姓なり史の書人の意にて尸なり姓トとも訓べし尸の氏々多かり天武天皇紀十二年冬十月阿直史賜姓曰連と見え姓氏錄に安勅連百濟國魯王之後也とあり○亦貢上横刀及大鏡といひ書紀神功皇后卷に五十二年秋九月久底等從千熊長彦詣之則獻七枝口一口七子鏡一面及種種重寶とあるは此事なるべし七枝刀は詳ならず七子鏡九曜紋と云物の如き状○和邇吉師の續紀四十に文忌寸したる鏡にやあらむ

最弟武生連真象等言云云有勅責其本系最弟等言漢高帝之後曰繼々之後王狗轉至百濟久素王時聖朝遣使徵召文人久素王即以狗孫王仁貢焉云云とあり久素王の即ち肖なるべし河内志に王仁墓在河内國交野郡藤坂村東北御墓谷今稱於爾墓と云り○論語千字文の論語のさることなれども千字文を此時に貢りてと云あるは心得ず此御代のころ未此書世間に傳へるべき由なけれはなり其故は武帝が大夫鍾繇の作よて晋武帝は應神天皇と同時に當れを此時既に千字文成さしつれと晋帝深藏して世に傳へず遙か後梁武帝が時に至りて世に弘まりし趣集註千字文序に見えたるが梁武帝の武烈天皇より欽されは此の實に後明天皇の御世までに當れを也に渡ありけめども其書重く用ひられて殊に世間に普く習誦む書なり一からに世に應神天皇の御世に和邇吉師が持參來つる由に語傳へたりと云るべし○文首の布

美能意毘登と訓べし書紀にも所謂王仁者是書首等之始祖也また古語拾遺に博士王仁是河内文首始祖也など見えて天武天皇紀に十二年九月文首賜姓曰連また十四年六月書連賜姓曰忌寸とあり續紀四十に宿禰を賜姓氏錄

左京諸部漢に文宿禰出漢高皇帝之後鸞王也と見ゆ西漢文首

部な此末にて東漢文直た東吏部と並び仕へ奉れり○手人の諸の物作る工を云稱なり今俗に職人職員令内藏察下に手部とあるも互毘登と訓へし此の韓鍛冶と吳服とを指て云り○韓鍛冶の鍛への加奴知と訓べし今カサと云はさて韓國の鍛冶の渡參來てより皇國に元よりあるを倭鍛と云て分てり今の鍛冶の何れの流にかあらむ刀鍛あぜ○吳服の久禮波の法はもとより倭鍛の流もあるべき○吳服の久禮波登理と訓ハトリは機織の吳國の服織人なり此事を書紀に三十七年

春二月云云吳王於是與工女兄媛弟媛吳織穴織四婦女とあるは雄略天皇十二年夏四月の事と混ひたるなり○二人の卓素と西素となりさて百濟より貢れるハ此までなり

又秦造之祖漢直之祖及知釀酒人名仁番亦名須須許理等參渡來也

秦造之祖ハ弓月君なり書紀に十四年是歲弓月君自百濟來歸因以奏之曰臣領已國之人夫百二十縣而歸化云云とあり左京諸部漢に太秦公宿禰秦始皇帝三世孫孝武王之後也男功滿王仲哀八年來朝男嶋通王一曰弓月王應神天皇十四年來朝率二十七縣百姓歸化云云と見ゆ此又秦始皇王と云て弓月を其孫とす然るときは弓月は始皇が五世孫なり然るに始皇の終年は孝元天皇五年に當りて應神天皇元年まで四百八十年なれば時代合はず若し孝武王は十三世孫なるを十字の脱たるにて弓月は十五世孫が一

の秦、息寸、條、始、皇帝、十四世孫、尊、義王之後也。ある尊、義王は功、滿王が兄弟か、此世、數、年、數、に、叶、へ、る、さ、て、功、滿王、仲、哀、天、皇、御、世、來、朝、と、ある、も、傳、の、誤、な、る、べ、し、二、十、七、縣、は、二、上、と、百、字、の、脫、た、る、あ、る、べ、し、さ、て、月、君、の、歸、化、れ、る、こ、と、新、井、氏、云、三、韓、の、中、の、辰、韓、の、も、と、秦、の、亡、人、苦、役、を、避、て、韓、國、と、返、れ、る、を、馬、韓、其、東、界、の、地、と、割、あ、た、へ、た、る、な、り、故、に、秦、韓、と、も、云、り、其、地、北、方、濊、狛、と、相、接、す、さ、て、始、秦、始、皇、卅、二、年、蒙、恬、と、し、て、兵、卅、万、人、を、發、し、て、長、城、を、築、か、し、卅、五、年、太、子、扶、蘇、を、し、て、蒙、恬、が、軍、を、上、郡、に、監、せ、し、卅、七、年、始、皇、崩、宦、者、趙、高、亂、を、起、し、胡、亥、を、立、て、扶、蘇、を、賜、ふ、と、云、り、然、れ、ど、我、國、の、秦、氏、始、皇、三、世、孝、武、王、の、後、あ、り、と、云、に、依、ら、む、扶、蘇、死、せ、ず、竊、と、逃、れ、て、遼、を、度、り、來、れ、る、に、や、ま、た、は、子、あ、り、て、其、亂、を、避、て、遂、に、濊、狛、の、地、に、君、た、り、し、と、孝、武、王、と、云、し、よ、や、さ、て、か、の、長、城、の、卒、の、扶、蘇、父、子、の、間、從、ひ、來、れ、る、者、等、馬、韓、東、界、の、地、を、得、て、舊、君、に、服、屬、せ、し、が、功、德、融、通、の、時、に、隣、敵、の、爲、と、國、を、亡、ひ、て、百、濟、と、屬、し、遂、と、國、人、を、率、て、我、國、に、來、れ、る、な、り、晉、大、康、の、後、辰、韓、の、朝、貢、絶、た、り、と、あ、る、も、秦、氏、我、國、と、來、れ、る、時、と、合、り、書、紀、天、武、天、皇、卷、に、十、二、年、九、月、秦、造、賜、姓、曰、連、十、四、年、六、月、秦、連、賜、姓、曰、息、寸、と、あ、り、○漢、直、之、祖、ハ、阿、知、使、主、及、其、子、都、加、使、主、な、り、書、紀、に、二、十、年、秋、九、月、倭、漢、直、祖、阿、知、使、主、其、子、都、加、使、主、

並、率、己、之、黨、類、十、七、縣、而、來、歸、焉、と、ある、是、な、り、然、る、に、若、櫻、宮、履中、段、之、初、に、倭、漢、直、之、祖、阿、知、と、あ、り、て、書、紀、に、も、其、處、に、漢、直、祖、阿、知、使、主、云、云、と、見、え、ま、た、雄、略、天、皇、卷、清、寧、天、皇、卷、等、に、東、漢、直、拘、の、見、え、た、る、は、甚、疑、は、し、應、神、天、皇、廿、年、の、初、ま、で、は、百、十、餘、年、を、經、つ、れ、ば、阿、知、使、主、甚、く、長、壽、か、り、し、に、や、ま、た、此、廿、年、よ、り、清、寧、天、皇、の、御、世、ま、で、は、百、九、十、年、な、れ、ば、都、加、使、主、存、在、へ、き、故、思、ふ、に、此、父、子、が、來、歸、一、ハ、仁、と、非、ず、抑、ハ、即、ち、都、加、な、り、故、思、ふ、に、此、父、子、が、來、歸、一、ハ、仁、德、天、皇、御、世、の、末、の、事、な、り、け、む、が、其、時、都、加、使、主、は、紛、ひ、て、此、等、も、應、神、天、皇、御、世、と、誤、傳、へ、た、る、に、予、あ、ら、む、凡、て、此、御、國、よ、り、參、來、れ、る、人、々、多、か、り、し、故、と、他、の、御、世、の、を、も、混、へ、て、此、御、世、と、傳、へ、た、る、あ、り、ウ、の、雄、略、天、皇、の、御、世、に、參、れ、り、し、吳、國、服、織、の、事、も、此、御、世、に、參、れ、り、世、に、紛、ひ、つ、る、類、な、り、御、世、に、參、れ、り、に、十、六、年、冬、十、月、詔、聚、漢、部、定、其、伴、造、者、賜、姓、曰、直、一本云賜姓曰直、賜姓、ま、た、天、武、天、皇、卷、に、十、一、年、五、月、倭、漢、直、等、賜、姓、曰、連、十、

四年六月倭漢連河内漢連賜姓曰忌寸とあり續紀卅八に、
坂上大忌寸苾田麻呂等上表言臣等本是後漢靈帝之曾孫
阿知王之後云云失先祖之王族蒙下人卑姓望請改忌寸蒙
賜宿禰姓云云詔許之坂上内藏平田大藏文調文部谷民佐
太山口等忌寸十姓一十六人賜姓宿禰と見ゆ十姓とあるは十一姓の
一、宇脱たるなるへし、坂上氏は、書紀欽明天皇、卷に、東漢、
坂上、直子麻呂、また推古天皇、卷に、倭漢坂上、直なとあり、○
知釀酒との世に勝れて善釀を云るにて知の功手なる由
なり、○仁番の爾富と讀べし、○須々許理の此人の事書紀
にも其餘の古書にも見えず但姓氏錄酒部公條に大鷦鷯
天皇御代從韓國參來人兄曾々保利弟曾々保利二人天皇
勅有伺才皆有造酒之才令造御酒云云とある曾々保利と
同人の如聞ゆるを仁德天皇御代とあるの傳の異なるな

るべし、○參渡來の秦造祖漢直祖仁番などを云なり、此人
百濟國より貢上れる内よは非ず、
た、此御世よ、自參渡來つるなり、
故是須須許理釀大御酒以獻於是天皇宇羅宜是所獻之大神
酒而宇羅宜三御歌曰須須許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇
祁理許登那具志惠具志爾和禮惠比邇祁理如此之歌幸行時
以御枝打大坂道中之大石者其石走避故誘曰堅石邇醉人也
宇羅宜はずろよ心おもろく浮立を云と聞ゆ○迦美
斯美岐邇の釀一御酒になり○和禮惠比邇祁理の吾醉に
けりなり○許登那具志と事酒なり和と慰むを云○惠
具志爾の咲酒になり咲榮る酒と云意なり○如此之歌の
加久宇多波志都々と訓べし上なる之字若くは○大坂は
大和より河内へ越る坂なり○堅石は師の迦多志波と訓

れたる宜し、書紀雄略天皇卷に、堅磐此云柯陀之波とあり、さて諺に云る意へ、凡て酒に酔亂れたる人の、正心ならぬは、如何なるひがわさせむも測りがたければ、堅き石すら恐れ避るなれば、必ず恐れて避べきものぞ、この譬に引て云り一なり、

故天皇崩之後、大雀命者從天皇之命、以天下讓宇遲能、和紀郎子。於是大山守命者違天皇之命、猶欲獲天下。有殺其弟皇子之情、竊設兵將攻爾大雀命、聞其兄備兵、即遣使者令告宇遲能、和紀郎子故聞驚、以兵伏河邊、亦其山之上、張繩垣立帷幕、詐以舍人為王、露坐吳床、百官恭敬往來之狀、既如王子之坐所、而更為其兄王渡河之時、具餉船楫者、春佐那、葛之根、取其汁滑而塗其船中之箸、椅設踏應仆、而其王子者、服布衣禪。

既為賤人之形、執楫立船、於是其兄王隱伏兵士、衣中服鏡、到於河邊、將乘船時、望其嚴饒之處、以為弟王坐其吳床、都不知執楫而立、船即問其執楫者曰、傳聞茲山有忿怒之大猪、吾欲取其猪、若獲其猪乎、爾執楫者答曰、不能也、亦問曰、何由答曰、時時也、往往也、雖為取而不得、是以白不能也、渡到河中之時、令傾其船墮入水中、爾乃浮出、隨水流下、即流歌曰、知波夜夫流、宇遲能和多理邇、佐袁斗理邇、波夜祁牟比登斯、和賀毛古邇許牟、於是伏隱河邊之兵、彼廂此廂、一時共與、矢刺而流、故到訶和羅之前、而沈入、訶和羅三字、故以鈎探其沈處者、擊其衣中甲、而訶和羅鳴、故號其地謂訶和羅前也、爾掛出、其骨之時、弟王歌曰、知波夜比登、宇遲能和多理邇、和多理是邇、多豆流、阿豆佐由美、麻由美、伊岐良牟登、許許呂波母、閑杼伊斗良牟登、許

許呂波母閉村母登幣波岐美袁波母比傳須惠幣波伊毛袁波
母比傳伊良那那久曾許爾波母比傳加那志那久許許爾波母
比傳伊岐良受曾久流阿豆佐由美麻由美故其大山守命之骨
者葬于那良山也是大山守命者土形君幣岐君
秦原君等之祖

天皇崩ハ書紀に四十一年春二月甲午朔戊申天皇崩于明

宮一云崩于大隅宮とあり、大隅宮ハ難波ヨあり、二十二年の處ヨ見也○天皇之命ハ佐

伎能意富美許登と訓べし、○讓ハ大雀命も共ヨ皇太子ヨ

坐ガ故ナリ、此言を以ても三柱ながら皇太子ヨ坐しよとを知べし○大山守命者云

云ハ書紀ヨ是時額田大仲彦皇子將掌倭屯田及屯倉云云

然後大山守皇子每恨先帝廢之非立而重有是怨則謀之曰

我殺太子遂登帝位とあり、重有是怨とは倭の屯田屯倉の事なり額田大仲彦皇子ハ御同

母兄ある○竊ハ師の志怒比爾と訓れたる宜し○兵も師

の伊久佐毘登と訓れたる宜し、下なるも同し○河邊ハ宇遲川の

邊ナリ、○其山ハ宇遲山ナリ、○繩垣ハ繩を長く引延て垣

の如く立隔つるを云、今世ヨも神社の遷宮ホ○帷幕ハ阿

宜波理と訓べし、和名抄ヨ四聲字苑云、帷大帳也、和名阿計

波利とあり、○舍人ハ左右近く親く仕奉る者ナリ、此者ハ

此記書紀に見えたるを考へあたすに、天皇及王等の使ハ

賜ふ物にて、此ハ宇遲王の舍人ナリ、名義ハ殿侍カ、書紀ヨ

ハ帳内官者兵衛ナとも書リ、漢國にて官者ト云物ハ皇朝

ハトチリト似たることあり、また兵衛ハトチリヨ正しく

當ラテ、さて舍人の字を專と用る故ハ、漢書注に、舍人ハ親近

左右之通稱也、後爲官と、又後ハ大舍人と云あり、此名書紀

ある、此意を以てナリ、卷ヨリ始テ内舍人と云もあり、また刀禰ト云稱あり、此ハ

舍人トハ本ヨリ別ナリ、○吳床ハ師の柯具良と訓れたる

宜し、上卷天若日子、段ふ、胡床とあると同物なり大神宮儀式帳、荒祭宮裝束ふ、吳床一具漆塗長二尺三寸とあり、○百官の都加佐豆加佐と訓べし、さて天皇既く崩、坐て、宇遲、王未位にの即賜えされども、天津日嗣所知看べき御子に坐々せハ、朝廷の百官れ仕奉むも、然るべき事なれども、此のたゞ皇太子は屬たる司々を云るにもあるべし、百官の字には、泥ひべきに非ず、○恭敬の草夜備と訓べし、○既の盡なり、此のさながらと云に通へり、○如の若登斯豆と訓べし、○船の機者の者、字の亦、字を誤れるなるべし、かれ布泥加遲と訓て、者、字の下に屬て、麻多と訓べし、○佐那葛の和名抄に、蘇敬本草注云、五味、皮肉甘、酸核中辛、苦、都有鹹味、故云五味也、和名作禰加豆、良とあり、字鏡には、齋左奈葛、また木防已、佐奈葛などあり、

万葉歌には、サナカツラと、○春の師の字、須爾都伎と訓れる、たるに従ふべし、○滑の那米と訓べし、五味は甚く滑のある物にて、今世にも水に漬し置て、梳るに用る物なり、故美男とも、美人草とも云り、故思ふに、佐那てふ名も、真滑の省なるべく、佐と混と云も、那米を切めて混と云なるべし、○箒の椅の箒、字の箒を誤れるなり、須婆志と訓べし、竹などを箒に編たるを打渡し置て、船中此方彼方と歩渡る便とたる物なるべし、○踏應の介の布美豆多布流倍久と訓べし、○賤人の夜都古と訓べし、但し此の王と對へて、凡の字の如く下賤者を云なり、○執の機の河の渡舟なれば、棋の佐袁と訓べきが如くなれども、下の御歌にも、サなほ迦遲と訓て宜し、舟を進るにても總てカチと云ば、○隱伏の二字を加久志と訓べし、棹の事もなるあり、

さて此の他處に伏して設置よには非ず、兵士の裝束を
隠すを云、次なる衣中服鎧、○鎧の和名抄に唐韻云、鎧甲也、
和名與路比釋名云、甲似物之有鱗甲也と有り、與呂布と云
用言を體言になして、身を取よろふ山の名なり、○嚴の師
の伊加米志久と訓れたるに依べし、さて此嚴飭之處と、彼
其山之上、張繩垣云云とある處なり、○望の美夜理豆と訓
べし、○都の加都豆と訓べし、○忿怒之大猪の、大后段に大
怒猪、また書紀雄略天皇卷にも、噴猪とあるなど、其時に
方りて怒れるを云なれど、此の其猪の恒れさまを語る處
なれば、イカリキと云、稱の、さゝ其猛きまどを、如此の云な
らへるなるべし、さてかく猪の事を問給へるは、此猪を取
に來坐るさまに思とせむとてなり、○不能也の、延々多麻

波士と訓べし、上の延の語にて、得云々せじ、下の延の猪
を獲るを云、伊勢物語に、五條わたりの女をぬ、す
を云云とあり、○時々也の、余理余理と訓べし、
かなる意もて置る、袁理々々と通音にて、本、同言なり、○往
往也の、登許呂登許呂爾斯豆と訓べし、此の正しく、處々の
の字は、少か叶はざるゆれど、たゞつねに然訓字を書る
り、師はサキと訓れたれど、此は叶はす、また續紀九の
宣命に、時々状々と云言あれば、此も状々、○不得の、延々受
の誤かとも思へど、なほ然はあらじ、
と訓べし、さて右の問答の、既に擲出でて舟中にての事なり、
抑も大山守、命宇遲王は、御同母よこそ坐せ、御兄弟よ坐せば、
むげに御面を見知給はぬことばあるまじきま、かむかり
推反して、物言かはし賜ふまでありても、終らぬ其と知賜ひ
さしりし、いりやそや、書紀には、密接度子とわれ、此問答
なまじく、同列の、機者の爲しよて、王の御面見、○令傾其船の、
王の御親爲賜ふにはあらで、同列の、機者なまじく、豫て仰せ

置て、令爲賜へるなり。○浮出、隨水流下、此大山守命、水中の事を得給へり。とれば、よくて沈溺を給はず、よく浮出て、水に任せて流れつ、川下の方へ逃賜ふなり。○知波夜夫流、書紀には知破椰臂苔とあり、共に宇遲の枕詞なり。○宇遲能和多理、邇、宇治の渡にたり。○佐袁斗理、邇、棹取にたり。此、句、結の許牟と云へ係れり。○波夜邪牟比登斯、契冲將速人なり。斯、助語なりと云り。○和賀毛古邇許牟は、吾許所に來むなり。書紀に左右床側などを、毛登古と訓り、許所の義なり。此、其登を省きて、毛古と云り。さて此句、契冲が御方に速き者あらは、吾許に助けに來るべいと詔へるか、と云る其意なるべし。棹取にとい、吾を乗すべき舟を設て、と云むが如し。○彼廂此廂、加那多許那多と訓

べし。○一時共、母呂登母邇と訓べし。○流、少言足らぬま、ちすれど、大山守命の流れて逃賜ふを、矢を刺つがひて射留めむとする状を見せて、追流をなるべし。此は、御心よて、其由次なり。○訶和羅之前、書紀崇神天皇卷にも出たり。山城國綴喜郡にて、今河原村と云ある地なりと云り。○鈎、加岐と訓べし。今世に、口、あ、と云物。○訶和羅、甲に鈎の觸て鳴たる音を云なり。新井氏、カワラは甲の及かの書紀の崇神天皇卷を引、また龜甲を俗にカメノカワラと云も同意ありと云り。今按に、式なる筑後國三井郡高良玉垂命神社、建内宿禰を祠りて、高良はカワラと唱ふ。是若は韓國御言向の時に、彼大臣の服たまひし甲にやあら。○骨、加婆禰と訓べし。古この骨字を、屍のことにや出す意に。○知波夜比登、此も宇遲の枕詞なり。○和多理、はあらす。○知波夜比登、此も宇遲の枕詞なり。○和多理

是邇は渡瀬になり河にて彼方へ渡る處を云、○多豆流は立るにて、渡瀬の邊の岸に生立あるを云り、○阿豆佐由美へ、梓弓にて、和名抄に孫愼切韻云、梓木名楸之屬也、和名阿豆佐とあり、其木桐又似て、此木を以て作れる弓なり、○麻由美と檀なり、和名抄に唐韻云、檀木名也、和名萬由三とあり、弓に作るに良材なるを以て、眞弓の木と云あり、○今按に梓弓、楸弓など、に對へて、楸弓と云べき理なれ、と、同言の重れる故に、マユミと云語に弓を兼せて、是のみ弓の名の時も略來しに、○伊岐良牟登と、伊は發語にて、伐むとなり、○今按に、契沖が將射断と云と、守部が將射發と云と、なり、と云と、何れかよけむ、其はいふにもあれ、伊は射なり、ゆるへく思、○許々呂波母開杼と、心者雖思なり、心には思へゆるなり、○伊斗良牟登は、是も伊は發語にて、取むとなり、○今按に、契沖が將射取とにて、取は殺すことなり、○母登幣波へ、本方者なり、と云るかた宜しからむと思ゆ、○母登幣波へ、本方者なり、

り、○岐美袁淤母比傳は、君を思出なり、契沖君は應神天皇なるべしと云り、然なり、○須惠幣波は、末方者なり、○伊毛袁淤母比傳は、妹を思出なり、契沖云、大山守、命の同母妹に、大原、皇女、湯田皇女あり、此、皇女たちを勞り賜へる、若ハ此、二人の皇女の内を、太子の妃と賜へるか、と云る、實に然聞ゆ、○伊良那那久ハ、万葉十七にも、可奈之家口許已爾思出、伊良奈家久曾許爾念出云云とあり、此、言是を除て、古書には見えず、言の意詳ならず、和名抄に、苛、和名伊良小草生刺也と見ゆ、○今按に、言別に、苛、痛と云ことにて、苛、くをナケクと云は、寒く暑くを、寒けく暑けくと云と、同、其クを延てケクと云なれハ、ナケクはナクなり、其ナクはナクにて、痛のイを略るに、○曾許爾淤母比傳は、其に思出なり、○加那志那久は、悲けくなり、○許々爾淤母比傳は、

此に思出あり古は曾禮を曾許と云許禮を許々と云る多
 と多一、さてソコもコ、も意は同じことなるをイラナケ
 てソココ、と伊岐良受曾久流は伊は同く發語にて不
 は詔へるのみ、○阿豆佐由美麻由美は再び云
 伐予來るなり來るハ宇治より訶和羅前まで來るあり、○
 按に此も言別に不射放と、○阿豆佐由美麻由美は再び云
 くと云るかたならむ、○阿豆佐由美麻由美は再び云
 て結るは古歌の常なり、○葬于那良山也は那良山の内何
 處はかりなりけむ詳ならず、大和志に添上郡荒墳一ツ在、南
 守皇子墓、又名鬼冢とあれど、若其處ならむには、那良山と
 は云べからず、なほ那良の北方ある山にあるべくおはせ、
 ○土形君ハ書紀にも大山守皇子是土形君、榛原君凡二族
 之始祖也とあり、和名抄に、遠江國城飼郡土形郷あり、此地
 あり、此姓姓氏錄には見えず、○幣岐君ハ和名抄に日置と
 書て比伎とも比於伎とも云地名、國々に多られど、此記に

既に幣岐とあれは是予正一き唱へなるべき、伊勢國一志
 戸木村と云其外にも今へキと唱る地、名多きを思、今
 へば、國人あどは古より皆然唱へ來つるあるへし、さて
 此も何國のとも定め難けれど、榛原土形みは遠江國にあ
 れは、彼國ならむか、今城東郡に、比、然るに和名抄に、丹波國
 多紀郡に、榛原郷日置郷あれは、是にてもあらむか、姓氏錄
 右京に、日置朝臣應神天皇皇子大山守王之後也とあり、○
 皇別、榛原君は和名抄よ遠江國、榛原郡、波以郷あり、是より
 出たるか、榛と葵とは同じく、ハリあるを、ハイと云は後
 の音便あり、萬葉に波里、波良、また借字に針原、河内
 けり、又丹波國なるより出たるか、決めがたし、姓氏錄、河内
 別に、葵原、譽田天皇皇子大山守命之後也とあり、

於是大雀命與宇遲能、和紀郎子、二柱各讓天下之間、海人貢大
 費爾兄、辭令貢於弟、弟辭令貢於兄、相讓之間、既經多日、如

此相讓非一二時故海人既疲往還而泣也故諺曰海人乎因
已物而泣也然宇遲能^ノ和紀^キ郎子^コ者^ハ早崩^ハ故大雀命^ハ治^ス天下也
各讓^ハ阿比由豆理賜^ト訓^ベ次に相讓とあると同くて
互に讓りあひ給ふあり書紀に爰皇位空之既經三載と見
ゆ○海人の下に伊てふ助辭を讀附べし○兄と大雀命に
て弟は宇遲若郎子なり○弟辭の辭を讀ずて此に又と云
言を讀添べし○經多日は阿麻多比閉奴と訓べし○一二
時ハ一多毘二多毘と訓べし○海人乎ハ阿麻那禮夜と訓
べしまたアモモヤとも訓べしさてナレヤと訓と ○因己
物而ハ意能賀母能加良と訓べしこの母能加良ハ常に云
辭の母能加良^モ思^フム^モノ^カヲ^云ぬ^ハとは異にして物ハ己が
物にて辭に^非加良^ハ字の如く因ての意ありさて此諺を尋

常には己が無き物の欲くて得かたきにあそ泣ならひな
るに此海人ハ己が有物を人に獻るあとの得がたきを愁
泣ハ常のあらひとは反さまなる事なる故に云るなり其
とりて海人平をアマナレヤと訓ときは古の海人あれば
はやと其愁る者のことを云ありまたアマモヤと訓とき
はたゞ海人よと此時の海人のことを呼出して云あり然
れと書紀に有海人耶と有字を添て書れたれをナレヤの
方に依べし ○然とは上の各讓天下云云を承て云るあり○
早崩とは抑も記中に崩字を書るハ天皇を除奉てハ五瀬
命倭建命此二柱は殊なる由ありさては應神天皇の太子
に坐し時に欺言ふ御子既崩此は後と以て如此とあると
此のみありされは此王ハ太子に坐て殊に天津日嗣所
知看べく定り坐るが故にやあらむさて此王の早く崩坐
しあど此記の趣いたゞ何となく崩坐ぬと聞ゆるを書紀

ふは、太子曰、我知不可奪兄王之志、豈久生之煩、天下乎、乃自死焉云云とあり、諸陵式に宇治墓菟道稚郎子皇子、在山城國宇治郡兆域東西十二町、南北十二町、守戸三烟とあり、兆域のこよなく廣きは、山なる故なるべし、此御墓山城志に、在朝日山云云、葛畔有寺、曰興聖寺、近年永井心齋者、削平兆壁、所建、舊名神明と云り、或説に、宇治離宮ハ此王を祠るると云り、また離宮ハ式なる宇治神社なりと云り、○故大雀命云云ハ、書紀仁德天皇卷ハ、元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊即天皇位とあり、

又昔有新羅國主之子、名謂天之日矛、是人參渡來也、所以參渡來者、新羅國有一沼、名謂阿具奴摩、自阿下四此沼之邊、一賤女、晝寢、於是日耀如虹、指其陰上、亦有一賤夫、思異其狀、恒伺其女人之行、故是女人、自其晝寢時、妊身生赤玉爾、其所伺賤夫、乞取其玉、恒裹著腰、此人營田於山谷之間、故耕人等之飲食、負一

牛而入山谷之中、遇逢其國主之子、天之日矛、爾問其人曰、何汝飲食負牛入山谷、汝必殺我、食是牛、即捕其人、將入獄囚其人、答曰、吾非殺牛、唯送田人之食耳、然猶不赦爾、解其腰之玉、帶其國主之子、故赦其賤夫、將來其玉置於床邊、即化美麗嬖子、仍婚爲嫡妻、爾其嬖子、常設種種之珍味、恒食其夫、故其國主之子、心奢、嘗妻其女人、言凡吾者、非應爲汝妻之女、將行吾祖之國、即竊乘小船、逃遁渡來、留于難波、此者坐難波之比賣基曾、又昔の又ハ、上ハ此御代ハあり、事等を云る、一件毎の初、ハ此御代より前なる由なり、其は何の御代と云事は、傳の詳ならざる故、泛く昔と云るなり、書紀には、此事垂仁天皇三年に記されたり、其疑はしきことなり、同御世九十年に、常世國に遣まし、田道間守ハ、天、日矛の玄孫なれと、其御代より往

昔の事と聞えたり、また津、國風土記に、比賣基曾社、神の渡
來坐る事を、此明宮の御世の事として記せるもたがへり、
然るを此處にも記せるよとの、異國の人々、彼此と多く
此御世に參來つる事のありしかは、其因なるべし、○新羅
國主へ上ふ出づ、此王の始祖へ、姓氏錄右京別に、新良貴彦波
瀨武鷓鴣草茸不合尊、男稻飯命之後也、是於新良國、即爲國
主云云とありて、此記上卷に、御毛沼命者、踏波穗波、坐于常
世國、とあると合せて思ふに、御毛沼命、新羅國に渡坐て、始
て其王と爲坐りしなり、姓氏錄に稻飯命とあるは、御兄弟
の間の傳の混れたるなり、さて朝鮮の三國史記、東國通鑑
と云り、おほ此より後の王なるべし、其、次々には、日矛と
田道間守との事の訛なるべく思ゆることもあるなり、○
天之日矛と云名は、參來て後に皇國にて稱へたるなるべ
し、○參渡來り、麻草和多理祁理と訓べし、祁理辭のケリ
には非ず

來而有と云意の古言なり、○阿具奴摩の奴摩へ、此間の言
以て云るなり、アリナレ河と云類ひなり、○虹和名抄に、虹、和名爾之
とあれども、万葉十四に伊香保呂能、夜左可能爲提爾多都
努自能とあれは、奴士と訓べし、是古言なるべし、○其狀へ、
日光の賤女の陰上を刺たる狀なり、此下へ、見ると云言○
行へ志和邪、また布流麻比と云に同じ、○生赤玉此女人
の事、續紀に百濟、遠祖都慕王者、河伯之女、感日精而所生と
あるに能似たり、○山谷之間へ、多邇閉と訓べし、万葉十一
に、山高谷邊蔓在、王葛ナカガサなどあり、○營田へ、多都久禮理と訓
べし、○耕人へ、多毘登と訓べし、次には田田子と云に同じ、
○飲食へ、久良比母能と訓べし、人となり、人トシモノと訓は、貴○負へ、
和名抄に、特牛、俗語云古度比、また万葉十六に、事負之牛ナ

ごある、許登比は殊負にて、物を殊に多く負ふ由の名なり、
○問其人の、彼賤夫に天之日矛の間なり、○將入獄囚の獄
囚の、比登夜と訓べし、人屋の謂なり、凡て屋のみな人の住
くるり、物を入る、如くに、人を籠置屋抑も今此、賤夫を咎
なるを以てなり、棺と云と例なり、
めて、獄に入れむとせし、他人の牛を盗來て、殺さむとす
る者と思へるなるべし、盗と云よと見えざれども、入山
谷を異とたる、盗來つる物と思へりと聞ゆるなり、然る
に、盜める事をは云ざる、盜むよりも殺す方の罪の重き
故なるべし、賊盜律に凡、盜官私馬牛、而殺者、徒二年半、
所用、故與、と見えて漢國の律も同じ、○幣の麻比志都と訓
餘畜不同、
べし、万葉六に天爾坐、月請壯子、幣者將爲、云云、また十七に、
多麻保許能、美知能、可未多知、麻比波勢牟などあり、○仍の、

加禮と訓べし、故字と同し用、○婚の麻具波比志豆と訓べ
し、は、上よ出づ、○珍珠の、多米都母能と訓べし、○恒の此
の、伊々都々母々と訓べし、○夫の、比古遲と訓べし、○食の
此の、須々米伎と訓べし、○心奢の奢の、大なるの意と聞ゆ
廣くあるを、廣く省けるよと云に同、○誓の、卑めて、無
禮に物言なり、○吾祖之國の、父の國にて、皇國を指て云る
なり、其由は、此娘の、彼賤女の、陰上と、日光の、刺たるより
なり、伊邪那岐大神の御神は、父は、天日、神にして、其天日、神
坐つる、天照大神の御神は、因て、筑紫の、阿波岐原にして、生
ち、天日、神に坐々こと、古傳、○比賣恭曾社、の、神名帳に攝津
の、越いよ、炳焉、さもの、○比賣恭曾社、の、神名帳に攝津
國、東生、郡、比賣許曾神社、名神大、月次、と見えたり、四時祭式
等に、此社の、神を、下照比賣とあるに、即ち、彼、新羅國より來
坐る、娘の、祠れる、號なり、然るに、此を、神代卷なる、下照比
賣と、混ひたる、説あるに、甚きひ、た、此を、あり、さて、此社、は、今
世よ、云、高津宮ありと云り、然るに、此高津宮を、今は、仁徳天

皇なりと申すは心得ぬことなり、今の高津と云は、孝徳天皇紀に、蝦蟇行宮とある所あるべし、かの高津宮とは別あり、考へ合すべし、阿加流比賣神の比賣基曾社の神、號なり、比賣基曾と云、名、義の、彼玉に依れるか、下照比賣と云も、神名帳に、攝津國住吉郡赤留比賣命、神社あり、此の比賣基曾社の神を、又別に此にも祭れるなるべし、書紀垂仁天皇卷なる都怒我阿羅斯等の事、同事の傳の異なるなり、於是天之日矛、聞其妻道、乃追渡來、將到難波之間、其渡之神塞以不入、故更還泊多遲摩國、即留其國而娶多遲摩之俣尾之女、名前津見生子多遲摩母呂須玖、此之子多遲摩斐涅、此之子多遲摩比那良岐、此之子多遲麻毛理、次多遲麻比多訶、次清日子、此清日子娶當摩之咩斐生子酢鹿之諸男、次妹管窻、上由良度美、此四字故上云多遲摩比多訶娶其姪由良度美生子葛

城之高額比賣命

此者息長帶比賣命之御祖

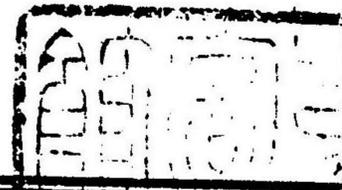
追渡來、慕ひて尋求來る由なり、抑も天之日矛の參來つること、書紀にはたゞ來歸とのみ記されて、其所由を見ず、比賣基曾神の事、別に意富加羅國の都怒我阿羅斯等に係りて、天之日矛には關らず、此記とは傳の異なるなり、實何れなりけむ、今決めがたけれど、強○多遲摩は、但馬なり、○留其國云云は、上件の趣にて、此天之日矛が彼比賣基曾神を慕ひ追來たりとする時は、此文いさゝら不審、其故は未彼、嬢子には尋ね逢ざるに、徒に此但馬國に留まりて、尋來つる嬢子の事を、忽ち清く忘れたるが如くなるは如何や、此に依て思へ、彼嬢子の故事は、書紀の如くざるにや、あらむ、故此は彼傳○俣尾は、全男の義にやあら

む○前津見の名義は幸之耳か、但し女名にはめづらし、此父子の名は、
 書紀には父前津耳、女麻栴鳥にて、反さまなり、神名帳に、但馬國養父郡
 佐伎都比古阿流知命神社二座とある、佐伎都比古は、此、前津耳と
 同く開ゆれを、書紀と父名とせる方や正しからむ、また前を佐伎と訓
 べき據も是なり、○多遲摩母呂須玖は、書紀には但馬諸助とあり、
 神名帳に、但馬國出石郡諸杉神社あり、此人を祭ると云ふ、
 ○多遲摩比泥は、書紀には此人無し、郡日出神社はあり、
 ○多遲摩比那良岐は、書紀には此人諸助の子とす、○多遲摩毛理は、
 書紀には清彦の子とせり、此人三宅連の祖なるよと、玉垣宮段に出たるが如し、○多遲摩比多訶は、此人書紀には
 無し、○清日子は、書紀には天日槍之曾孫清彦と見ゆ、また一云云、
 故天日槍云云、生但馬諸助也、諸助生但馬日橋杵、日橋杵生清彦、
 清彦生田道間守也、なと見ゆ

り、○當摩之咩斐は、當摩は地、名なり、倭からむか、其故は書紀に依るに、
 清日子は京に召れて、倭にも居住たりげに見ゆれはなり、咩斐の義未考得ず、○酢鹿之諸男は、酢鹿は地名にて、
 神名帳に但馬國二方郡須加神社ある、此地なり、次なる管も是なり、
 ○管竈、由良度美は、竈も地、名なるべし、和名抄に但馬國二方、
 此字の下に上聲附たるを、管と竈とは別なるが故に、すが、まど引連管と讀て竈由良度美と訓べき由なり、
 由良も本は地、名に因れる名か、度美は女名、多き度賣斗辨なと、
 通ひて同きか、○姪は和名抄に、釋名云、兄弟之女爲姪、爾雅云、
 所謂昆弟之子爲姪是也、一云、弟之女爲姪、和名米比とあり、○葛城之高額比賣命、
 伊邪河宮段に出て、其天皇の御玄孫なる、息長宿禰王の御妻なり、

○息長帶比賣命之御祖ハ御祖トハ御母を申すなり、故其天之日才持渡來物者玉津寶云而珠二貫又振浪比禮比禮二字以音切浪比禮振風比禮切風比禮又奥津鏡邊津鏡并八種也此者伊豆志之八前大神也

玉津寶とは貴く美き寶と云ことよて八種を総て云るなり、凡てタマとは、も何物にまれ、貴く美き物を贊云言にして、萬の物にタマ某と云ふとの多かるも、其物を稱美たる稱○珠二貫ハ、珠の數多きを緒お貫たる二ありと云あり、○又とは、八種の内ふて類を分たる言あり、○振浪比禮ハ、浪を振とは浪を起すを云、萬葉二に夕羽振浪社來縁、また六ふ朝羽振浪之聲、また十一ふ風緒痛甚振浪能などある皆浪の起を振と云り、比禮の事ハ上巻ふ云り、此ハ浪を起す比禮よて、是を振れは、忽、浪の發を起つ



なり、○切浪比禮ハ、浪を絶止る比禮あり、○振風比禮ハ、風を起す比禮あり、○切風比禮ハ、風を止る比禮あり、此、四種は、海神の火遠理命に授奉し、鹽珠、鹽乾珠と同一心をへあり、○奥津鏡邊津鏡ハ、如何なる由を以て、如此名けたるよか、未思得ず、師ハ海中より出

たる寶鏡なるべいと云れたりき、○伊豆志之八前大神ハ、出石ハ和名抄、但馬國出石、伊豆郡出石郷とある是なり、名、義ハ此地の山より、異き石の出ると云ハ、其由なるべし、大神ハ神名帳に、但馬國出石郡伊豆志坐神社八座、並名是なり、

故茲神之女名伊豆志袁登賣神坐也、故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣皆不得婚、於是、有二神、兄號秋山之下冰壯夫、弟名春山之霞壯夫、故其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁登賣、不得婚、汝得

此嬢子乎答曰易得也爾其兄曰若汝有得此嬢子者避上下衣服量身高而醖酒亦山河之物悉備設爲守禮豆玖云爾至玖以費下爾其弟如兄言其自其母即其母取布遲葛而宿之間織縫衣裨及襪沓亦作弓矢令服其衣裨等令取其弓矢遣其嬢子之家者其衣服及弓矢悉成藤花於是其春山之假壯夫以其弓矢繫嬢子之則爾伊豆志袁登賣思異其花將來之時立其嬢子之後入其屋即婚故生一子也爾白其兄曰吾者得伊豆志袁登賣於是其兄慊慊弟之婚以不償其宇禮豆玖之物爾愁白其母之時御祖答曰我御世之事能許曾以音神習又宇都志岐青人草習乎不償其物恨其兄子乃取其伊豆志河之河島之節竹而作八目之荒籠取其河石合鹽而囊其竹葉令詛言如此竹葉青如此竹葉萎而青萎又如此鹽之盈乾而盈乾

又如此石之沈而沈臥如此令詛置於烟上是以其兄八年之間干萎病枯故其兄患泣請其御祖者即令返其詛戶於是其身如本以安平也此者神宇禮豆
茲神とは上の伊豆志大神を指て云り、伊豆志大神と云こ文にに見えざれとも、如此細書、さて其女とは、此神の御靈は註に非ず、本文ある例なり、さて其女とは、此神の御靈の假に現男に化て、婦人に娶て生賜へる女子なり、○伊豆志袁登賣神の名、地、名によれり、さて此段の故事、凡て神代めきたるは、甚々上代の事と予聞ゆる、○八十神とは、多くの神等を云、さて此の當時の人なるを神としも云る、代にて、凡てのさま神代の如くあり、○不得婚は、延々受と訓るを以て、神とは語傳へたるなり、○不得婚は、延々受と訓べし、次なるも同ト、○二神ハ、布多理能神と訓べし、神に云ひ、如何とも聞められ、○秋山之下水壯夫の名義柱之と云べからざればあり、

は、下水シズミの字ジは借諸木の變紅ベニたる秋山の色を云、萬葉二
に秋山下部留妹アキヤマノシノメ訓ハ非ハなり、また十に金山舌日下キヤマノシノメ
あるを、秋山の紅葉の色なりと、師の云れたる是なり、かく
て此言の本の意は、朝備アサノヲと云言にて、活ヒはナルと秋山の色
の赤葉アカハに丹穂ニホへるが、赤根アカネさす朝の天の如くなる由なり、
萬葉十一に朱引朝スシキミともあされは秋山の色れ美麗ウツクシクきを以
りて、朝の天アサノ赤アカ物モノあり、されは秋山の色れ美麗ウツクシクきを以
て稱ナへざる名なり、然シカるを師の冠辭考カウジに弟の訓トモつるに因
なり、シシタタヒヒハハシシナナビビナナリリトト云云れれつつるるははたたガガ
○春山之霞ハルノカゲ
壯夫タカシは、春山の和ハルノに霞カゲみみけけとときの美麗ウツクシクきを以て稱ナへたる
名なり、此兄弟の名は萬葉十三に春山之四名比盛而秋山
之色名付思吉、百磯城之大宮人者、などある如く、春と秋と
の山のけしきを以て稱ナへたり、さて和名抄に唐韻云霞赤

氣、雲也、和名加須美とあり、赤染アカシメの意なり、但馬國美含郡に、
に出デわわ○雖イヘ乞ヒコは戀コイれれどもなり、○上下衣服ウヘノキは、上ウヘとは衣キを
るルにニや、○雖イヘ乞ヒコは戀コイれれどもなり、○上下衣服ウヘノキは、上ウヘとは衣キを
云、下シモとは袴ハカマを云り、鎮御魂齋戸祭、祝詞に、奉御衣波上下備
奉オホ豆マメとあると同じ、後にも吉部秘訓に、着キ白シロ、兩面、上下、また
着キ赤アカ色イロ、上下ウヘノ、なニと云り、皆上ミヤコとは、狩衣カシマ直垂ナカササギ素襦スサギなど、何ナニにニま
○避ヒクの避ヒク國クニなど云避ヒクにて、己ミが服キたるを脱ヒキて、弟ケイに與ユへむ
と云なり、○身ミ高タカハ高タカさと云意なり、萬葉に山の嵩タカサを高タカと
書り、○釀カ酒サケと、美加爾ミカニ佐氣サキ袁ノ加美カミと訓ハべし、釀カの酒サケを釀
加カ米メにて、和名抄に本朝式云、懸美加ケミカ辨色立成ハニ云、大オホ藥ヤク和
名同上、また藥ヤク和名毛太非モトヒとあれど、モモトトヒヒと云名は、字鏡
に藥ヤク彌ヤ加カとありて、古書皆此字は美加ミカに用ヨウひたり、如此コノて
此コノは人身の長ナガはかりの大那オホナる藥ヤクなり、さてかくして弟ケイに

與へむと云なり、○山河之物は、山野河海より出る種々の物なり、野と海とを言さるは、野を山に、海を河にまめて、省けるなり、○宇禮豆玖とは、宇禮は慷慨にて、即ち下文に、其兄慷慨とある是なり、豆玖は今世に云賭豆玖なり、契冲豆玖は都具能比の畧語なりと云り、然もあるべし、即ち下文に、不償其宇禮豆玖之物とあり、今世俗言に、カツツ、金ツツなと云言も、皆このツツの、かくて此の宇禮豆玖は、此嬢子を弟の易得てむと云るを、慨憤てする豆玖にて、汝若、又子を得たらむには、上件の賭物を汝に與ふべし、若、又汝得々すは、上件の如き賭物を、吾に與ふべしとなるべし、○云爾は伊布と訓べし、○其母の弟の母にて、兄の異腹と聞えたり、○布遲葛の藤の葛あり、○禪の袴なり、○襪沓ハ久都志多具都と

訓べし、字のまゝに、襪を先に和名抄に、履唐韻云、草曰屣、麻曰屣、革曰屣、和名並久豆、用鞞、字音沓、沓字はクツの義なきを、此字を用るは、偏を省けるにて、鞞字なるべし、また説文云、襪、足衣也、字亦作鞞、和名之太久頭と見え、字鏡に鞞、襪也、志太久豆と見ゆ、さて沓襪までと云るにて、凡て身に服る物等を、此に攝たるべし、○令取は執持とむるなり、○藤花ハ和名抄に、藤、和名布知とあり、○成ハ化なり、○其弓矢ハ、藤花ハ化れる弓矢なり、○則は上に見ゆ、○其花ハ、弓矢の化れる藤花なり、○立其嬢子之後云云は、衣袴沓など、皆藤花になれ、は、身ハ其ハ隠れて見え、たゞ藤花のみなる如く見ゆる故に、嬢子の心ハ、人ありて後に立て来るおとをは知らず、則ちあり、同類の藤花とぞ思ひて、再び異一まさるなるべし、○一子ハ古比登

理と訓べし。○慷慨は字禮多美豆と訓べし。○償は都具能
 布と訓言の意は都具は給あるべく能布は附云辭にて登
 々能布などの類れ能布なり。○御祖は即ち母あり母を御
 祖と云
 て、記中に多し。○我御世之事とは、我世の間にある事を云
 凡て人の現しきて在命のほを世と云り。○神習は師の
 迦微耶良波米と訓れたる宜し。○習乎は耶良閑夜と訓べ
 し。耶良閑婆爾夜と云意あり。○不償の不是奴と訓べし。上
 の閑夜の結なれあり。○不償の不是奴と訓べし。此辭の例は、万葉
 四に心由毛思哉妹之伊目爾之所見の辭に叶はず、思へむにまた六に妹
 やなり爾戀哉時不定鳴戀ふれむをあどある此等の辭を以て知べ
 し。さて此語の都ての意は師の云れけらく神は直けれは、
 契約を違ふること無きを、今其にハ習ハずして、青人草の

直からざるに習ひて、契約を違へたるを恨みたるありと
 云れたり。○兄子ハ阿爾那流古と訓べし。○其伊豆志河の
 其とは其地シトコなると云むが如し。○節竹フシタケとい竹ハ節ある物
 なる故に、たゞ竹を云か、た竹を材用ふ時の名にて、節の
 間を切て用るを云か、和名抄に野王按、節竹中隔而不通者
 也、和名布之、また兩節間、俗云與とあり、されは與ハ節と節
 との間をいれども、古より通ハして、其をも節と書り。○八目
 之荒籠アラカゴハ和名抄に籠、和名古とあり、またカマハ荒ハ目の
 疎きを云、八目ハ少か疑ハし、書紀神代卷ハ、大目鹿籠と云
 名の見ゆれハ、八字ハ大を誤れるにハ非るか。○摺ハ和名
 抄に陶隱居、曰、摺有九種、白摺人常所食也、崔禹錫食經云、石
 摺一名白摺、又有黑摺之保、日本紀私記云、堅摺とあり。○合

阿閑豆と訓べし、阿閑ハ阿波世の切りたるなり、また加
 豆々とも訓べし、是も古言あり、人、各に和字を加都と訓
 も是あり、然るにツを濁て唱へ、終に假○其竹葉ハ荒籠に
 作れる竹の葉なりさて此に褻みて彼、荒籠に入る、なる
 べし、○此竹葉ハ此ハ多加婆と訓べし、○青ハ阿袁牟と訓
 べし、○菱ハ志煩牟と訓べし、○青菱ハ阿袁美志煩米と訓
 べし、○如此、搯之盈乾とは盈乾ハ潮のまどにて搯との同
 物あらざれども鹽も潮の成れる物あらは相通りて潮
 に取れるなり、○盈乾ハ乾に用ありて盈ハ用なり上の
 青菱も同く青に用ありて下文に干菱云云とあるを以て
 知べし、古歌に花の散と咲散、○如此、石之沈而沈臥の臥ハ、
 許夜世と訓べし、是まで詛言あり、○令詛ハ母の霞壯夫に

教へて、兄を詛ハまむるあり、トコヒと云言の義ハ、説請ク
 見えず、たゞ人ト凶クせむと請にのみ云り、ノロフと同じ
 さまなり、訓字ハ請神加殃、謂之詛、また謂祝之使詛、敗、あ
 字書マ、○烟上ハ、烟ハ師の加麻度と訓れたるに依べし、さ
 注せり、○此ハ霞壯夫の己が家の烟の上方あるべし、○置ハ、上件
 の詛物を置なり、○干菱病枯の干ハ、加和伎と訓べし、カハ
 書ハ非、比流と加和久との同じおとあがら、人身なごにハ
 比との云べからざればあり、上の鹽には乾と書るに、此ハ
 なることを示した、字を換て、干と書るも、鹽の異
 なるにもあるべし、枯、字と臥を誤れるには非るか、此は必
 ず臥とあるべきものあり、故許夜志伎と訓つ、○詛戸の戸
 は、其詛物を指て云りと聞ゆ、上卷に、負干位置戸とある戸
 ○令返ハ、烟上に置たる詛物を取返し撤を云、○安平は多
 比良岐伎と訓べし、○言本ハ字の如くにてもあるべく、ま

た事本にてもあるべし、さて此は世間に神宇禮豆玖とて
 爲る事あるは、上件のご事予其言の起本あると云なり、
 又此品陀天皇之御子若野毛二俣王娶其母弟百師木伊呂辨
 亦名弟日賣眞若比賣命生子大郎子亦名意富富杼王次忍坂
 之大中津比賣命次田井之中比賣次田宮之中比賣次藤原之
 琴節郎女次取上賣王次沙彌王故意富富杼王者三國君波
 之坂多君酒人君山道君筑紫又根鳥王娶庶妹三腹郎女生子中
 日子王次伊和島王又堅石王之子者久奴王也
 母弟は御母息長眞若中比賣の弟にて御姨なり○百師木
 伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣命は日代官段に出倭建命の
 百師木百石城のとはいかなる由にて負給へるにか知
 らず伊呂は上に云り辨は某刀辨なと云女名多かる其辨

と同一、此品陀天皇の妃に、迦具漏比賣と云ありて上に
 たりし、此弟比賣の亦名にて、此若野毛二俣王の妃
 なる由、此王は、繼躰天皇の御曾祖父に坐て、彼天皇の大御
 男は借字にて、小大途なれを御曾祖父なる、さて大杼の義
 此王の御名は、大杼なること知られたり、
 は未思得ず地名にやあらむ、和名抄に、近江國高島郡大處、
 社あり、此大處オホドと訓て地名なり、○忍坂之大中津比賣
 彼高島郡の邊は由縁ある地なり、
 命、忍坂は倭國の地名なり、上に記に、
 る事、此比賣命は允恭天皇の皇后にて、彼御段に見ゆ品陀
 天皇の御女に同御名のあるは、此比賣、
 命の紛れつるなり、其由は彼處云り、
 田井の地名なり、和名抄に河内國志紀郡田井郷あり、此か
 河内國は、次にも縁あはれはなり、今も田井中と云村あり、此
 地名山城大和伊勢美濃等にもあれど、其等にはあらじ、
 ○田宮之中比賣は、田宮は地名なり、和名抄に河内國交野、

郡田宮郷あり此か上の田井も同國 ○藤原之琴節郎女は、
 上宮記に布遲波良已等布斯郎女とあり藤原は地名なり、
 大和國高市郡大原村是なりと云り、大原村今もあり其邊
 云傳へたる 万葉一に天皇賜藤原夫人御歌吾里爾大雪落
 處もあり、
 有大原乃古爾之郷爾落卷者後とあり、天皇の天武天皇な
 大臣の御女にて、萬葉八に字曰大原、大刀自とあり、大原は
 其本郷なり、天皇初め此夫人の家に通ひ住賜へりし故に、
 古にし郷とはよみ給へるなり、鎌足、大臣の本居り、此大原
 なる故に藤原と云姓の賜へるなり、さて持統天皇の京の
 藤原宮の異地なり、思混ふべからず、其宮の藤井原と云
 地にて、香具山の西耳成山の南なり、大原は香具山の南よ
 當りて、飛鳥の近き處なり、また今添上、琴節の意は、未思得
 郡にも藤原村あり、其もまた別あり、琴節の意は、未思得
 されども、借字なり、上に出来る 應神天皇の妃、迦具瀨比
 乃、登富志郎女は、此琴節郎女の紛れつる由は、既に云るが
 又歌に名高き衣通姫も、此郎女の事なるべく思ゆれば、其

ひ、彼衣通姫は、書紀允恭天皇番に、皇后忍坂、大中、姫の弟と
 ありて、名弟姫云云、其、艶色、徹衣、而、晃、之、是以、時人、號曰、衣通
 郎、姫、也、と、あ、琴、節、と、登、富、志、と、衣、通、と、同、一、言、と、聞、ゆ、然、る、に、
 衣、通、を、ト、ト、ホ、リ、と、訓、古、今、集、序、な、む、に、も、然、あ、る、は、舊、く、よ
 り、訓、を、誤、れ、る、も、の、な、り、書、紀、に、又、左、傍、に、は、キ、ト、ホ、シ、と
 も、訓、を、付、たり、さ、て、思、ふ、に、か、の、登、富、志、郎、女、の、登、
 の、上、に、曾、字、の、脱、た、る、り、其、の、と、ま、れ、替、一、と、聞、也、○取、上、賢
 王、は、取、の、下、に、上、聲、を、注、した、る、は、鳥、の、如、く、讀、べ、と、な、り、
 名、義、未、思、得、す、賣と云るべし、女 ○沙彌王は、彌、字、若、く、は、彌、の
 誤、なら、む、か、名、義、未、思、得、す、地、名、に、や、○三、國、君、は、地、名、に、因
 れ、り、續、紀、卅、五、に、越、前、國、坂、井、郡、三、國、港、と、見、え、今世にもか
 な、り、神、名、帳、に、同、郡、三、國、神、社、も、あ、り、此、地、な、り、三國の御父、彦主
 人、王、の、妃、振、媛、の、本、郷、あ、り、振、媛、は、同、天、皇、の、御、母、な、れ、と、同
 天、皇、の、御、同、母、兄、弟、の、共、に、三、國、よ、坐、し、が、御、末、な、る、べ、し、彦
 主、人、王、の、意、富、々、杼、王、の、御、孫、あ、り、然、る、と、書、紀、に、は、繼、躰、天
 皇、の、御、子、梶、子、皇、子、と、是、三、國、公、之、先、也、と、あ、る、は、傳、の、異、な
 也、天、武、天、皇、紀、に、十、三、年、冬、十、月、三、國、公、等、十、三、氏、賜、姓、曰、眞

人_トと見え、姓氏錄左京右京山に三國、真人繼體天皇、皇子椀

子王之後也とあり、城國皇別、姓氏錄の、多く書紀に依て定めたるものなり。○波多公の地、

名に依れり、此名の地の國々に多ければ、何と定め難し、天

武天皇紀に、十三年冬十月、羽田公等十三氏、賜姓曰真人と

見え、姓氏錄左京に八多真人、出自謚應神天皇、皇子稚野毛

二俣王也とあり、○息長君の諸陵式に、息長墓、在近江國阪

田郡と見ゆ、此地に因れり、書紀天武天皇卷に、十三年冬十

月、息長公等十三氏、賜姓曰真人と見え、姓氏錄左京に息長

真人、出自譽田天皇、謚應神、皇子稚淳毛二俣王、之後也とあ

り、○阪田酒人君の、諸本坂の下に田字を脱せり、故今改補

へつ、阪田の和名抄に、近江國阪田佐加郡ある是あり、書紀

天皇卷に、衣通郎姫の、母に隨ひて近江國坂田に在し、由見

ゆたり、されを其御兄弟なれを、意富々村王も其處に坐け

し、ひか酒人も地名あり、和名抄に攝津國東生郡酒人郷あり

此か、書紀天武天皇卷に、十三年冬十月、阪田公等十三氏、賜

姓曰真人と見え、姓氏錄左京に坂田、酒人、真人、息長真人同

祖とあり、○山道君は何國の地名に依れるからむ未考得

ず、書紀天武天皇卷に、十三年冬十月、山道公等十三氏、賜姓

曰真人と見え、姓氏錄左京に山道真人、息長真人同祖、稚淳

毛二俣王之後也とあり、○筑紫之米多君の、和名抄に肥前

國三根郡米多郷これあり、○布勢君の、何國からむ未考

得ず、氏も慥に何物に見えず、續紀十八に、布勢、眞虫、賜○繼

體天皇ハ、此意富々村王の御曾孫に坐は、此に必ず其御祖

世系を記すべきよとあるに、記さざるハ事闕たり、故今書

紀、釋に引る、上宮記に依て試に云も、故意富々村王娶中斯

和命生子宇比王此王娶牟宜都國造名伊自牟良君女久留
比賣命生子宇志王此王娶伊玖米天皇七世之孫振比賣命
生子袁本杼命也と記すべきあり、なほ此御世系の委
事は彼天皇御段
に云○根鳥王へ上に出○庶妹ハ麻々伊毛と訓べし○三
腹郎女も上に出○中日子王の名義異あるとあり○伊
和島王の名義ハ地名あるべし大神宮例文ハ伊和志眞王
と云ありて仲哀天皇の御
女とせり其ハ中日子王の妹と云を誤て足中○堅石王ハ
日子命の御女とせるにて此王にやあらむ○堅石王ハ
迦多志波と訓べし和名抄に筑前國穗波郡堅磐郷あり此
地名に依れる名かさて此王へ上に見えずいかゞ○久奴
王ハ此も地にやあらむ

凡此品陀天皇御年壹佰參拾歲御陵在川内惠賀之裳伏岡也
壹佰參拾歲ハ書紀ふは四十一年春二月甲午朔戊申天皇

崩于明宮時年一百一十歲一云崩于大隅宮とあり大隅宮ハ難波

の處に舊印本眞福寺本又一本をどには此間に甲午年九

月九日崩と云八字の細注あり甲午年ハ書紀にては此天

皇の五年四十一年よりまた仁德天皇の廿二年此御世の

より廿四年卅六年前ありに當れりまた月日も書紀と異なるハ此も一の

年後ありに當れり○川内惠賀へ上に出○裳伏岡ハ諸陵式

古き傳あるべし○川内惠賀へ上に出○裳伏岡ハ諸陵式

に惠我藻伏山岡陵輕島明宮御宇應神天皇在河内國志紀

郡兆域東西五町南北五町陵戸二烟守戸三烟とあり山岡

を二字に誤れ河内志紀に在古市郡譽田村式屬志紀郡云云

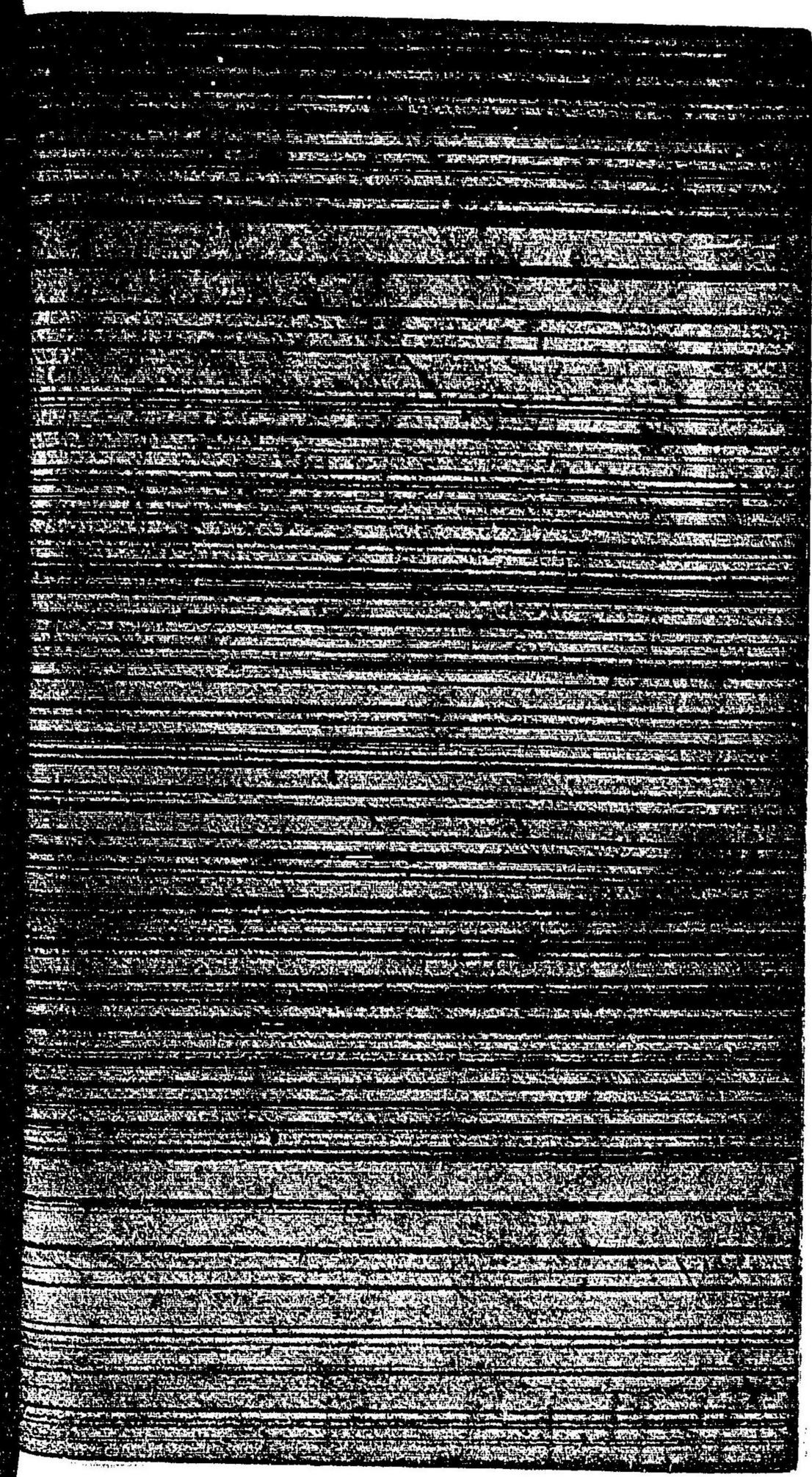
に見ゆ前皇廟陵記ハ古市郡志紀郡相隣ハ陵接二郡界書紀

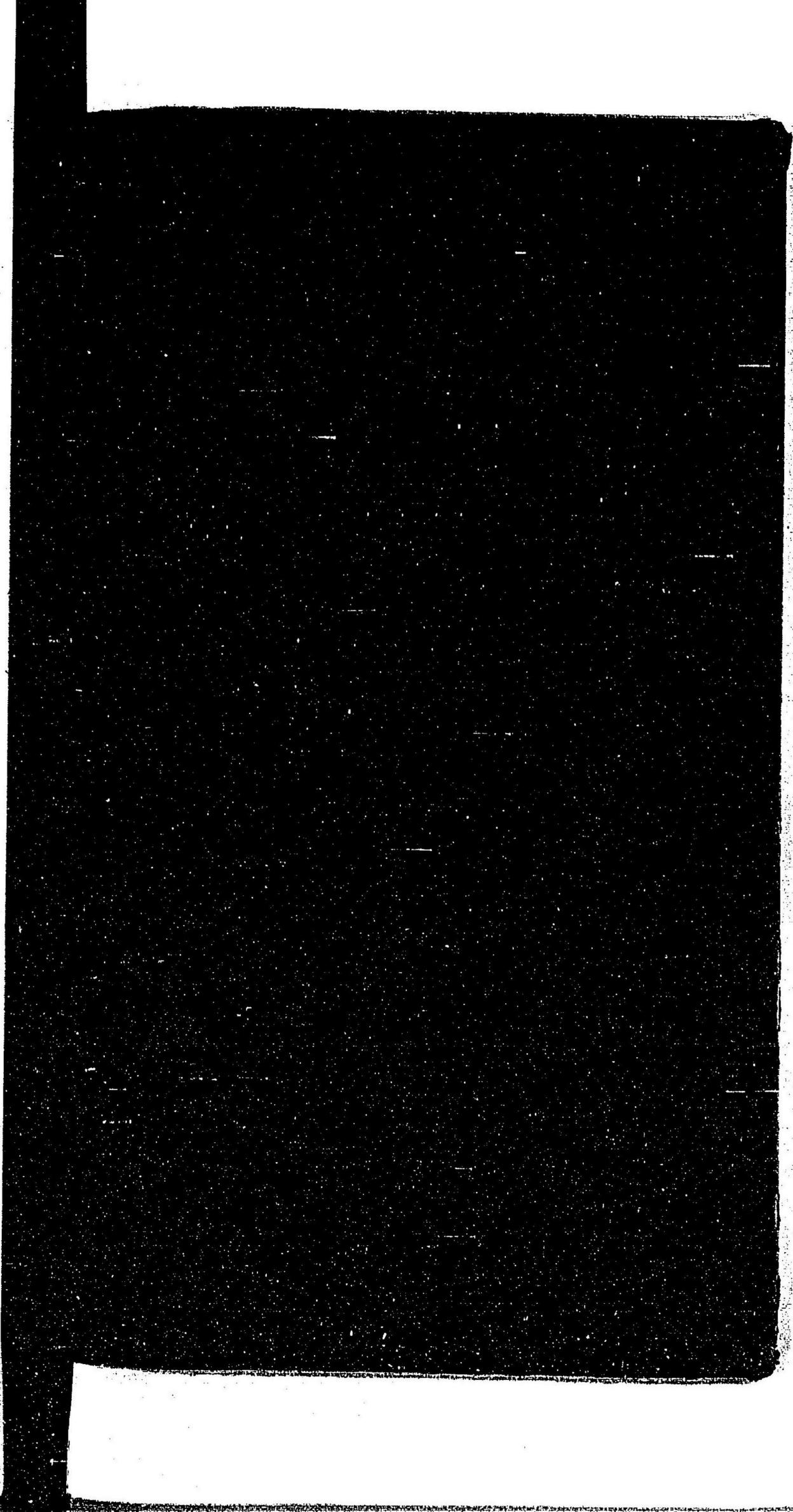
に此御陵を記されず例に違へり後ハ脱せるにや○今按

墓課の御定に古市郡譽田村とあり

古事記中卷終

古事記傳卷十之卷終





001539-005-7

5-3

古事記伝略

本居 宣長 / 著
吉岡 徳明 / 略

M16

ACB-4039

